

14-16世紀小都市における支配とツンフト：「修道院都市」ジークブルクの場合

田北，廣道

<https://doi.org/10.15017/4493031>

出版情報：経済学研究. 57 (3/4), pp.361-392, 1992-08-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



14-16世紀小都市における支配とツンフト

— 「修道院都市」ジークブルクの場合 —

田 北 廣 道

目 次

はじめに — 研究史的背景

- (1) 小都市研究の活性化と新動向
- (2) ツンフト・手工業史研究の新たな展開

I. 市史の概観

- (1) 経済史 — 経済局面とツンフト史
- (2) 政治史 — 修道院長・修道院守護の関係を軸に

II. 都市領主・ツンフト関係の変化

- (1) 食料品関係の職種 — 肉屋・パン屋の場合
- (2) 都市市場向の職種 — 靴屋・皮鞣工の場合
- (3) 域外市場向の職種 — 毛織物工・陶工の場合

むすび

参考文献

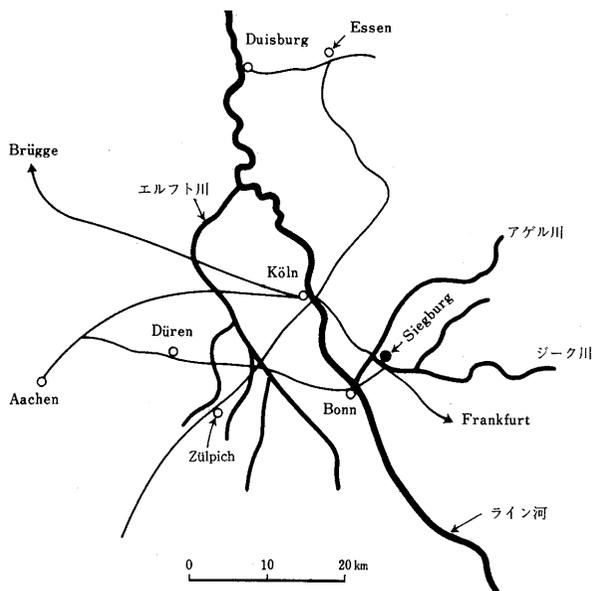
はじめに

都市ジークブルクは、ドイツ最大の中世都市ケルンの南東およそ30キロ、ライン河に注ぐ2支流アゲル・ジーク川の合流点に位置し、16世紀後半に人口数二千程度の典型的な小都市である(地図(1)参照)。そして、経済類型上は「手工業都市」に、政治類型上はこの地方では特異な、修道院長を都市領主に仰ぐ「修道院都市」に属する。この都市領主制下の小都市における支配とツンフトが以下の課題となるが、本稿が研究史に占める位置を明らかにするために、相互に

関連する2分野の研究史を概観しよう。一方は、1970年以降都市史における独自の分野として目覚ましい展開を見せている小都市研究、他方は、やはり70年代以降急旋回を遂げたツンフト・手工業史研究である。

(1) 最近の小都市への関心の高まりは、過去10年間の研究史に関する中間総括論文2点を今日既に手にできる事実から容易に見て取れる。それぞれドイツ学界とヨーロッパ全体を対象にした、K. フリッツェとA. L. ヤストレビツカヤとの86年・87年の論考が、それである([35]: [37], 他に Samsonowicz [47]: Stoob [45] 所収の論考も参照)。ちなみに、ヨーロッパ全体にわたる研究活性化の背景には、「中世都市全体へのシステムの・機能的手法の適用」(Jastrebieckaja [37] 107) と、表現される接近方法の変化、歴史地理学・社会学・考古学を始め学際的な協力体制の確立、航空写真など新たな類型の史料活用、コンピューターを利用した統計分析の援用、地域史への関心の高揚のような、新たな状況がある(Blust/Hoock/Irsigler [32] 9-12, Van der Wee [50] 4-8を参照せよ)。あるいは、中世都市を封建社会における「異物」とでなく、有機的構成要素と捉える見解の定着につれ(森本 [53] [54] 所収の序: 魚住 [48]), 都市領主の影響の強く残る小都市が広く注意を集めてきたと理解できるやもしれない。

地図(1) ジークブルクと周辺諸都市・交通網



しかし、より重要なのは、研究の量的拡大が、都市史での小都市の「継子扱い」(Fritze [35] 7)に終止符を打ったに留まらず、都市発達史上中世後期の占める位置についての軌道修正をも迫っていることである。つまり、シュトーブの提唱する「半都市・極小都市」([46] 158)概念に象徴される、質量両面での後退から近世に繋がる発展の担い手へと積極的な評価に転ずる契機ともなったからだ。ただ、この問題は別の機会に詳述したので([70]の第三節と、[67] 441-2をみよ)、以下では要点を挙げるに留める。

第一に、中世後期の都市形成力の再検討を通じて、小都市への積極的評価が提示される。すなわち、中世盛期の都市網の稠密化に伴う経済的条件の狭隘化のなか、政治・軍事・財政目的での領主の主導性強調に代わり、そのような領主制的編成の前提として社会経済要因が目される。端的には、農業生産力の上昇・農業における商品生産の拡大と表現できるが、その背景に、遠隔地商業と並び地域的商業に均等に配慮

する最近の接近方法がある。いずれにせよ小都市は、中世盛期以来の生産の地域特化の深化のもと、この時期一段と活発化した原料・食料取引のまさに結節点として肯定的に捉えられる。既述の「半都市・極小都市」や「農耕市民」に含意される都市・農村の中間的特質も、農工分離と並ぶ都市形成力の表現と積極的に解釈される。換言すれば、シュトーブ流の発展段階としての小都市概念に、地域的な人口・経済・地誌的条件に対応する「都市化の類型」概念が対置されたのである。エープレヒトが、『『発育不全都市・極小都市』のような、いずれもザリエル朝・シュタウフェン朝における中世都市の拡充期を指向する表現は、その概念からして領邦指向的な定住の独自性を無視している』([34]106)と述べ、領邦国家確立の基礎として小都市に注目したのも、同じ文脈で解釈できる。

第二に、小都市研究は、大都市・村落との構造比較による、社会経済・法制・地誌的特質の析出に終わってはいない。既述の「システムの

機能的手法の適用」から、規模の大小を問わず特定地域の対等の構成要素に位置づけ、相互依存・機能分担を軸に中心地システムの観点から立体化が図られている。この点で、69年 K. チョクによる大都市・小都市の諸関係の並列からの訣別と前進を看取できる（〔33〕29-30）。そして、小都市の簇生を契機に一段と密度を増した中心地網は、階層序列的な生産・市場システムにだけでなく、同時に政治・行政組織にも基礎を提供した。J. ルゴフが14世紀前半都市の文化的危機の克服の原動力を小都市、特にそのネットワークに求めたのも、いたって当然と言える。「能動的要因となったのは、大都市でなく小都市であった。比喩的に言えば、そのような小都市の網が、ペストのために激減し、荒廃の結果、低密度で分散化した人口の間のびして弛緩した縦系のもとで、一種の精巧な横系を形作っていたのだから」（〔41〕60）と。

さらに、近世都市史の分野からも再評価の動きを看取できる。その際、近代的工業化の起源を農村の域外市場向け工業に求める、周知の「プロト」工業化論も同時に俎上に載せられて興味深い（Mendels〔42〕）。代表例を2・3挙げてみよう。まず、旧東ドイツ学界で「プロト」研究の第一人者、H. シュルツが17-18世紀小都市について提示した見解が注目される（〔43〕）。シュルツは、小都市を人口千を境に2類型に大別し、そのうち近在市場機能と、地域的な商品・貨幣流通の結節点としての年市とを具える大規模な小都市のなかに、後期封建制におけるマニュ資本主義発達の推進力を見て取る。この観点を、「プロト」工業化の文脈でシュルツが提示した分散マニュ論——都市・農村を包括する生産有機体が分析単位に据えられる——と絡めて考えるとき、手工業村落・小都市・大都市を含む、

中心地システム像が浮上する（田北〔61〕）。

また、ファン・デア・ヴェーは、低地地方の例に基づき、「プロト」工業化論と、商業資本主義の展開に対応した都市システムの編成替えを説くブローデルやドゥ・ヴリースの学説とを俎上に載せるが、その重要な論点として、工業主導の変革と並び小都市・農村と大都市間の製品間分業＝機能分担を挙げる（〔49〕：〔53〕所収の藤井訳の論文も参照）。さらに、ホーエンベルグとリースは、85年の共著『都市的ヨーロッパの形成』の中で、14-18世紀を「プロト」工業化期と呼び、近代都市システム形成の起点へと積極的に位置づける。その際、小都市は正面から扱われないが、次の引用に明らかなように、それも含めた中心地システムの観点から「プロト」工業化論の克服が図られている。「それが繁栄したのは、都市か農村かではなく、都市的・農村的場所の双方と地域的な都市階層序列の多様な構成要素とを包括する、相互補完的なシステムとしてであった」（〔36〕130）と。14-18世紀の時期が、中世の「自由」都市と近代産業都市との狭間・谷間の枠にもはや収まらないことは言うまでもない。87年論文の結びでヤストレビツカヤは、小都市を13-16世紀領域国家形成と資本の原蓄過程における鍵要素と捉える姿勢を表明したが、それも以上の研究状況を踏まえてのことである。

もともと、小都市研究にも、まだ課題は山積する。その筆頭にヤストレビツカヤは、小都市の商品生産の定性分析に関わるツンフト問題を掲げ、そしてフリッツェは、大都市中心に都市指導層の社会的出自・経済基盤の精緻な分析に向かい勝ちな最近の研究姿勢に反省を込めて、「ツンフト闘争」を挙げている。本稿も、部分的ながら、この問題を取り扱うことになる。

(2) ツンフト・手工業史の最近の研究動向は、これまで色々な機会に紹介したことがあるので（〔60〕〔65〕）、この場では経済史家カウフホルトの84年論文を中心に、ごく簡単に済ませよう。

カウフホルトは、旧西ドイツ学界における研究史を、19世紀～1930年、50～60年代、70年～現在の3時期に分け、各時代の特質の扶別・対比を図る（〔38〕）。まず、「第一期黄金時代」には、営業の自由・小経営の没落という当代の関心から、「個人より共同体精神」が強調され、対内的平等・対外的独占を軸とした、お馴染みの生業説の輪郭が形成される。それに続く第二次大戦後の「奇跡の復興過程」では、重化学工業の飛躍的発達と成長理論全盛のなか、手工業については「過去の遺物」として、資本主義発達の阻害要因の側面が前景に押し出される。第三期には、通説に刻印づけられた時代状況の制約を銘記しつつ、上記の偏見を脱して科学的研究への第一歩が踏み出される。数量史・社会史を始め学際的協力のもと、しかも中世初期～ナチス期と長い時代射程のもとに研究が急旋回した点で特徴的である。ただ、研究の現状についてカウフホルトは、「前工業化期に関する全体的叙述の機は、まだ熟していない」（〔38〕27）と、そして法制史家のクレシエルは「総合化より、むしろ細分化」（〔40〕289）と、表現したように、代替理論の提示には至っていないが。

しかし、これまでと理論化の水準を異にするが、総合化の試みは、随所に始動している。その際、最近のツンフト・手工業史関係の業績で提示される研究指針4点——史料基盤の拡大・史料批判の厳密化、多面的考察、地域的接近、ツンフトの職種の類型区分——が忠実に踏襲される（田北〔60〕）。職人史が、その代表例の一

つで、狭義のツンフト史に囚われず、多様な要因を地域史に収斂させつつ、新たな理論再構成が進められている（田北〔69〕）。ツンフト史の分野からも同じ方向を看取できる。ツンフトの地域類型論の提唱者であるH.レンツェの業績が、その典型例をなす。このレンツェ説の概要と意義と限界については、別稿を参照願うとして（〔65〕）、この場では理論的骨格3点の確認に留めたい。第一に、市場統制・徴税目的に「上」から組織されたアムトから自発結合としてのツンフトへの段階的発達の設定。第二に、この段階的移行の推進力として手工業者と都市当局・都市領主との政治的力関係への注目。第三に、都市をめぐる支配・政治構造に規定され、ツンフトの分担する機能差——その際、制度・文書の伝播が重要な役割を演ずる——として現れる地域類型の形成。

筆者は、このレンツェ説の批判的摂取——特に、手工業者の政治的な力量上昇の基盤として経済要因への均等な配慮、大都市の主導力過信への反省＝小都市の独自性への注目、地域的接近の採用——のもと、ラインラントを対象に、次の手順でツンフト地域類型の検出に取り組んできた⁽¹⁾。まず、第一段階の作業では、『ライン都市図』・『ライン諸都市の法史・経済史関係の

(1) この作業を急務とする中・近世ラインラント経済史に関わる学説上の要請を列記すれば、次の通りである。①イルジグラーの提唱するケルン「経済統一」論——ケルン・周辺中小都市・農村間の有機的な分業圏形成——の可否（〔16〕：田北〔55〕）、②中世後期ツンフト制度の高度な発達にもかかわらず職人運動が低調だった、ケルン空間の手工業構造の解明（田北〔63〕〔64〕）、③クリーテによるクレーフェルト絹工業を対象とする「プロト」工業化研究の適否（〔61〕）、④この地方の中小都市の市場機能に注目し、中心地システムの観点から行う地域内の商品・貨幣流通メカニズムの追跡（〔56〕〔57〕）、⑤ケルンのガッフェル体制を引き合いに、この地方の「ツンフト地域類型」設定の可能性を示唆したレンツェ説の可否（〔65〕）。

史料集』の既刊分を中心に61都市を取り上げ、ツンフト・手工業発達の全体的輪郭と史料の伝来状況との把握を試みた(〔66〕)。特に、ツンフト形成の時期、都市経済と不可分の禁制圏法の展開度、近年その広範な存在が指摘されている農村ツンフトの存否、様々な分野にわたる問屋制度の発達度、ツンフト内部関係の変化や職人運動の発生状況の追跡から、おおよそ地域全体に共通の特質を検出した。

それに続く第二段階のケーススタディでは、まず中都市デュレンを取り上げ、都市をめぐる支配との関連でツンフトの担う政治機能の検討に進んだ(〔68〕)。すなわち、1240年代の質入れを契機とする帝国都市からラント都市への移行過程でツンフトの果たした役割を、都市の経済・政治的支柱をなす毛織物工に照準を絞って追跡した。そこでは、毛織物工とユリヒ伯との裁判上を始め緊密な関係に注目し、いわば伯の「役職担当者」として移行時の受け皿としての役割を照射した。しかし、ツンフトは、そのような受動的役割に終始したわけではなく、15世紀半「市民闘争」に干渉した領主役人の解任劇に象徴されるように、より積極的な国制要因をもなしていた。結論部では、都市＝ツンフト＝共同体とランデスヘルシャフト＝領主制と原理的な対立図式に囚われずに、ツンフト——それ自体、制度として硬直的なものとでなく、内部的に利害対立を孕みながらも様々な目的から結合する社会集団として柔構造で捉えねばならない——から都市をめぐる支配を見通す研究の必要を力説した。

本稿は、その続編としてケーススタディの第二弾をなす。もちろん、前記の研究指針の踏襲を始め、接近方法の点での変更はない。なお、都市ジークブルクを研究対象に選んだ理由を列

記すれば、次の通りである。①この地方の小都市のなかで屈指の研究史の蓄積を誇っている。小都市研究の絶好の入門書である『ライン都市図』こそ刊行されていないが、広範な分野で比較的新しい研究文献・論文が寄せられている⁽²⁾。②史料刊行状況も良好である。1907年 F. ラウの編纂した『ライン諸都市の法史・経済史関係の史料集』(〔1〕)に加え、1964-85年 E. ヴイスプリングホーフの手で『ジークブルク都市・修道院史に関する文書・史料集』(〔3〕)が刊行され、多面的考察の要請に応える豊富で多様な史料を利用できる。③ジークブルクは、先のデュレン——経済類型上は輸出工業・遠隔地商業都市に分類できる——と異なる経済・政治類型に属し、できるだけ多様な型の都市を扱うという、

(2) 都市建設900年の記念行事の一環として刊行された包括的な市史3巻は(Roggendorf〔23〕)、所収論文全てが水準に達しているわけではないが、57年 E. カイザー編「ライン都市便覧」(〔21〕)の各項目を大幅に拡充している。都市成立史では、K. フリンクの論文が見逃せない(〔11〕)。ザリエル朝期マース・ライン間地域を対象に、多様な先行定住からの発達過程が追跡され、ケルンを基準と見なす危険性が浮き彫りにされるが、そのなかにジークブルクも修道院市場→商業地→都市の典型例に取り上げられている。また、都市形成の起点となったベネディクト派修道院に関する研究も、布教活動・組織・所領経営を始め豊かな成果を寄せている(Wisplinghoff〔27〕〔29〕)。商業史の分野では、H. アンマンから「狭い市場領域」確定の指標とも挙げられた、ユダヤ人金融業者の営業帳簿が14世紀後半に伝来し、法制度でなく現実の経済関係の解明に手がかりを提供する(Irsigler〔17〕：田北〔59〕中、65)。手工業史では、この地方の小都市研究の一環として製陶・毛織物業に優れた業績を寄せたヘアボルンを挙げなければならない(〔14〕〔15〕：田北〔66〕をも参照)。特に、製陶業関係の論文では、60年代以降急速に進展した考古学の発掘成果がふんだんに摂取され(Beckmann〔8〕)、生産・流通の統計分析から1873年のドーンブシュ論文の限界が(〔9〕)、幾重にも明らかにされる。それ以外にも、都市・郊外市・ブルクバン・修道院守護管区からなるジークブルクの複合的な編成を照射した地誌的研究(Treptow〔25〕)と、16世紀の宗教改革運動を初めてクローズアップした H. ケルムの論文とを忘れてはならない(〔20〕)。

当初の研究計画にも十分合致する。

最後に、本稿の考察手順を簡単に述べておこう。まず、第一章では、中世後期ジークブルク市史を、本論にとって必要最小限の範囲で概観する。つまり、前半の経済史では経済局面の変化とツンフト・手工業史を中心に扱い、そして後半の政治史では、表題の支配と直接関わる修道院長・修道院守護の関係を軸に考察する。第二章では、史料分析を通じて都市をめぐる支配とツンフトの関係を考察し、特に上述の研究指針の一つであるツンフトの職種的類型区分に注意して接近する。

I. 市史の概観

(1) 経済史

都市ジークブルクの起源は、1060年代前半ケルン大司教によるファルツ伯の城塞破壊とベネディクト派修道院の創建にまで遡及できる (Lau, 1-3: Haas [12]. 以下、表(1)略年表も参照)。その後修道院は、1075年～1121年の約半世紀間に生じた修道士・分院数や寄進の増加に象徴されるように、急成長を遂げる。そして、下ライン地方のベネディクト派の活動拠点として修道院の発展につれ都市形成も進み、既に1180年代には社会経済・法制・地誌の諸側面で都市形成は完了したと言われ、この地方で最も短期間に「完全」都市の体裁を整えた例に数え上げられる (Ennen [10] 14)。都市形成史に関する優れた業績を発表したK. フリンクは、その要因を多様な中心地機能の凝集に求める ([11] 179-81)。①1071年国王ハイリヒ 4世のバン特権付与を通じての法的裏付けを持った平和領域での安定的で恒常的な市場交易の発展、②ケルン・フランクフルト幹線商業路を利用したジークブ

ルク商人による遠隔地交易の推進、③輸出向け手工業の形成・発展³⁾、④市場取引の活性化に便を供する造幣権の付与、⑤修道院の創建者である、聖なる司教アンノを祀る修道院の巡礼地・宗教的拠点としての意義拡大。13世紀末までには、「自治」の象徴からは程遠いが、参審人団・市参事会に代表される市政機関や囲壁も確認される。

しかし、通説によればそのような発展が、中世後期まで継続したわけではない。ベネディクト派修道院全体の経済的困難に対応するかのようには13世紀末には所領経営に陰り——もっとも14世紀前半に回復の徴候が確認できるという (Wisplinghoff [27] 98-101) —— がみえ (Wisplinghoff [28])、都市の経済も1330年代の市壁拡大を頂点に成長の限界に近づく。ヘアボルンは、遠隔地商人の市外移出に伴う活力低下を停滞要因の筆頭に挙げる ([14] 128-30)。この構造要因に加え、戦争・疫病が追い討ちをかけた⁴⁾。特に、後述の1395-1402年都市の支配権をめぐる修道院長と修道院守護＝バルク大公との私闘は、戦費負担・経済活動の攪乱を通じて間接的に影響しただけではない。1402年都市を戦場とした武力衝突は、大火災を惹起し経済的に回復できないほどの打撃を与えたと言われる。それは、修道院・都市の債務累積やアクチャーゼ額の減少に鮮明な足跡を留めている (表(2)、

- (3) 都市成立史で製陶業の演じた役割については、意見の対立がある。考古学者のH. G. シュテファンとフリンクは、出土品の起源を1150年頃に想定しつつ、その積極的な寄与を強調し ([24]: [11])、他方、ヘアボルンは1250年頃と一世紀下って都市形成との直接の関連を否定する ([13] 129)。
- (4) カイザー編の「ライン都市便覧」は、都市ジークブルクの深刻なペスト禍の年として1495年を挙げるが ([21] 375)、1393年11月の修道院長ビルグリム＝フォン＝ドラヘンフェルスの手紙によれば、この年にも少なからぬ犠牲者が出ている (UQ-I, 597)。

表(1) 略年表

1064年	ケルン大司教アンノIIによる既存のファルツ伯の城塞破壊とベネディクト派修道院の建設
1069	国王ハインリヒIVによる修道院への市場・流通税・造幣特権の付与(アンノIIの要請)
1071	国王ハインリヒIVによる修道院長へのパン領域に関する特権付与=市場の安全確保 (修道士数:1075年 40→1105年 70-80→1121年 120)
1125	ケルン大司教フリドリヒIのジークブルク商人への流通税免除特権の付与
1138	修道院長のシュルトハイス職名の史料初出
1182	参審人団の史料初出(1187年には、「市民の法」の行使の記述)
1283	市参事会の史料初出(あくまで参審人団の協議機関として)
1290	ベルク大公への貨幣貸付の代償としての流通税免除・安全護送特権の付与
1296-1402	ベルク大公の修道院守護職の独占期
1358	修道院長による都市へのアクチーゼ徴収権の付与・市長職の史料初出
1364-1594	参審人団の修道院長の封臣=貴族による独占
1370	修道院長・都市とベルク大公との抗争=ケルン織布工支配との連動
1380-94	ベルク大公による市民への債務転化の放棄宣言, 流通税・アクチーゼ特権の付与
1395	参審人団の裁判手数料新設を契機とした市民との抗争:ベルク大公への仲裁依頼
1399-1402	修道院長と市民・ベルク大公との抗争(1402年修道院守護職をブランケンベルクのヘルであるJ.フォン・ローエンに譲与)=1396年ケルン「ツンフト革命」との関連
1403	戦火による都市火災=経済的に大打撃
1407	修道院長とベルク大公の友好協定=旧状回復
1407-1432	ベルク大公とJ.フォン・ローエンの守護職併立
1412	ベルク大公領内からの移住者への課税権放棄
1433-34	罰則簿の新版編纂開始
1441	ベルク大公の土地買い戻しのための修道院長・都市から450gl.の債務
1478	ベルク大公領内からの移住民への課税権留保
1482	修道院長・修道院守護の権限に関する参審人判告録(1490年にも再度)
1497	修道院所領へのベルク大公の課税の試み
1530	修道院所領へのラント税賦課
1542	修道院に対するラント会議への出席要請(1554年にもラント税・軍役税賦課への苦情)
1549-51	ジークブルク宗教改革運動の本格化
1554	靴屋ツンフトの守護聖人崇拜・兄弟団の廃止
1568-72	福音派の教区司祭の叙任を契機とした改革運動の先鋭化
1573	修道院長による改革派追放令と毛織物工・靴屋・皮鞣工・陶工・パン屋の屈伏
1580	修道院長のベルク大公のラント会議参加
1582	トルクーゼン戦争, ジークブルク郊外の戦闘で経済的に大打撃
1676	修道院の帝国直属性の喪失=ベルク大公の支配下への組み入れ

[典拠] Lau, 1-89: Wisplinghoff [29] 21-50: Kamp/Becker [18] 3-43.

UQ-II, 172-3, 227-8, 338, 341, 345-7を参照)。

もちろん、中世後期ジークブルク経済の危機説を完全に、退けるつもりはない。しかし、F.ペトリとF.イルジーグラーに従って、この地方の経済を都市主導の構造転換と捉える方がより適切であろう(Petri [22] 14-5: Irsigler [16]: その意義と限界については田北 [55])。都市工業の構造転換——部門間・工程間の隆替として現

象する——は、農村部の休閒地耕作に象徴される集約化を伴いながら原料・飼料作物栽培への傾斜を加速化した。逆に、農村の構造転換も都市に反作用を及ぼす。特に、1424年都市ユリヒの大青加工師(商人)ツンフト形成に明らかのように、地域内外の諸力に応じた編成替えを経過したからだ。この点ジークブルクも決して例外ではない。イルジーグラーに従えば、ケルン市場への重要なホップ供給地の一つにジークブ

表(2) 15-16世紀手工業関係のアクチーゼ・税率一覧

(1) 肉屋(Lau, 63-4)			
年	最低額	最高額	*税率(販売用家畜につき屠殺前に徴収)
1430-1500	19 fl.(1493/94)	36 fl. (1433/44)	①1394年:毛織物税導入に関わる文書に初出(QRW, 73), 税率は不明。
1513-1514		6.5 fl.	②1433-1546年:フリーゼン・ヴェストファーレン産雄牛2s., この地方産の雄牛と豚1s., 子牛・羊・雄羊6d. (QRW, 61\$.5), 1546年(QRW, 125)に更新。
1511-1570		20 fl.	③1551-52:上の順序で, 1 rad. alb., 1 alb. 3 hl.(Lau, 63)。
1571-1632	Fett-Krämeraccisseと一緒に請負に出す。		
(2) パン屋(Lau, 62-3)			
①~1553/54年パン販売税・穀物取引税の一括記載。			*税率:パン販売税/粉挽税/穀物取引税
年	最低額	最高額	①1358~1546年:販売用に限り Malter パン 1 個 (Köln で約3.4kg) につき 1 s. (QRW, 65, \$.5)。 1433, 1546年 (QRW, 81, \$.4:125) に更新。
1430-1447	40 fl.	45 fl.	②1643年:販売用の Malter パン, 小麦 8 alb., その他 10 alb. (QRW, 170, \$.8)。
1448-1459	33	38	③1355~1663年:粉挽税 1 Malter 当たり 1 Fass (水車利用税) (QRW, 61-2)。
1461-1475	24	36	④1433~1546年:穀物取引税 1 Malter (Köln で164リットル) 当たり 1 hl=売手・買手各々が (QRW, 80-1, \$.2)。
1476-1498	17.5	25	1546年 (QRW, 125) に更新。
1511-1525	13	24.5	⑤1643年:穀物取引税 小麦18alb. ライ麦12alb. エン麦 6 alb. と大幅引き上げ (QRW, 170, \$.4)。
1526-1540	18.5	27	
②1554/55年~分離記載			
1. パン販売税			
1554-1555		58m. 6s.	
1578-1579	最高額	198m. 8s.	
1596-1618	一定	50 fl.	
1621-1622		58 fl.	
2. 穀物取引税			
1556-1557		6m. 6s.	
1564-1565	最高額	127m. 9s. 4d.	
1566-1600		24 fl.を越えず	
(3) 靴屋(Lau, 64-5)			*税率
	最低額	最高額	①1433~1546年:1m 当たり 1 hl (1/72) の従価税 (QRW, 81, \$.10)。
15世紀	6.5fl	12 fl.	1546年 (QRW, 125) に更新。
16世紀	5fl.(1525-27)	47m 10s(1578/79)	②1643年:大型靴1足 2 Fettmenger, 中型靴1 FM, 小型 8 h (QRW, 172, \$.29)。
(4) 皮鞣工(Lau, 67-8)			*税率
年	最低額	最高額	①1433~1546年:皮・皮鞣用樹皮 1m 当たり 2 hl (1/36) の従価税 (QRW, 81, \$.7)。
1340-1450	18 fl.	26 fl.	1546年 (QRW, 125) に更新。
1451-1470	23	26	②1643年:皮 1 枚に 4 Fettmenger. (QRW, 172, \$.15)。
1471-1500	10	23	
1511-1530	11	18 fl.2s.	
1531-1550	11	16	
1551-1570	17	22	
1571-1581		23 fl.	
1586-1593		20	
(5) 毛織物工(Lau, 66-7)			*税率(一括請負)
年	最低額	最高額	①1358年:1 klude 羊毛 3 s., 売手 2, 買手 1, (QRW, 65, \$.7)。
1428-1450	30 fl.	33 fl.	②1433-1546年:1 klude 羊毛 2 s., 売手 1, 買手 1, (QRW, 61, \$.12), 1546年 (QRW, 125) に更新。
1451-1475	22	35	③1643年:同量で 8 alb., 売手 6, 買手 2, (QRW 171, \$.24)。
1476-1500	32	42	④1394年:毛織物税の導入 (QRW, 73)。
1511-1530	21	34	⑤1433-1546年:織り上げた時点で検印。反当たり 18 d./余所者から委託された縁取りのない dorptuch は免税。(QRW, 82, \$.14)。
1531-1540	17	19	⑥1643年:9a lb. と 6 alb. (QRW, 171, \$.25)。
1541-1550	19	20	
1551-1560	22	36	
1561-1575		36 fl. (=123m.)3m. 5s.	
1576-1585	216m.	310m.	
1597-1613		54 fl.	

(6) 陶工 (Lau, 65: Herborn [14] 138, 149)				* 税率
年	税額	年	税額	
1428-1429	30m	1546-1547	11 fl.	①1433-1546年：窯焼き 1 回につき 6 s. (QRW, 61, §. 9)。
1429-1430	41m	1547-1548	12	②1581-1593年：12alb. (Lau, 65)。
1430-1431	15 fl.	1549-1550	15.5	③1598年：3 m. (Lau, 65)。
1431-1432	20	1552-1553	16	④* 1576-1577以降、従来の陶工 Z の請負制から都市の直接管理への移行。
1444-1445	20	1553-1554	14	
1447-1448	21	1555-1556	15	
1455-1456	23	1557-1565	18	
1467-1468	18	1566-1567	8.5	
1470-1471	16	1568-1576	9	
1480-1481	14	1576-1577*	34	
1490-1491	9	1577-1578	26	
1494-1495	7.5	1578-1579	35.5	
1506-1507	10	1579-1580	35	

ルクが挙げられ ([16] 280の地図を参照), その周辺地域と一体となった構造転換を窺わせる。

ジークブルク経済からも, 構造転換の徴候を読み取ることができる。①手工業の領域では, 後述の毛織物工業が典型例を提供する。この地域の羊毛工業史に関する論考に名前も出なかったジークブルク製品が (Kellenbenz [19]), 外部文書に登場して⁽⁵⁾, 地域市場での重要性を窺うのは, 15世紀前半のことである。その後, 15世紀後半以降イングランド産未仕上げ品の大量流入に対しては, ケルンと歩調を合わせるかのように, 仕上工程の拡充で対応し, 高い繁栄に達したからだ。②ヘアポルンからは経済停滞原因の筆頭に挙げられた遠隔地商人の移出も, 中心地システムの観点からすれば, 全く異なった解釈を受け取る。中世後期ケルンを頂点とした, 市場・金融・手工業的な中心地システムの確立を考慮するとき, いわば「中位中心地」として地域経済に担う意義が浮上してくる⁽⁶⁾。その際,

中世後期ケルン「経済統一体」のように, 大都市主導の完結した分業圏を想定することは控えねばならないが。③15世紀都市の強力な経済的吸引力を示す間接証拠として, 1478年ベルク大公のジークブルク移住領民への課税権留保も看過できない。④1441年市民の都市当局宛の苦情書から看取できる, 都市歳入の43パーセントにも達する450グルデンの負担転嫁にしても, 裏返せば, 市民に残る豊かな経済力の証拠とも見なせるからである (QRW, 84-5)。

(5) 1408年ライン左岸の小都市チュルピヒ — ジークブルクの修道院の分院がある — の年市に関する判告録 (田北 [56] 下, 105-6) と, 1445年ケルン市参事会の公布した剪毛工規定 (Loesch-II, 206-7) とがそれである。後者に先行する1344年ケルン羅紗商ギルド規約の当該条項にジークブルク製品の名はまだ記載されず, その間の変化を窺わせて興味深い (Loesch-I, 64-5)。

(6) この点では, まだ今後の課題の域を出ないが, 従来の研究の蓄積は, 14世紀後半以降ケルンを頂点とする商業・金融・手工業的な中心地システムを示唆する。商業的な機能分担は, ジークブルクを代表する域外市場向け手工業である製陶業について典型的に当てはまる。最大の市場をなす低地地方・上部ドイツ地方の販売では, ケルン商人への高い依存が目につく。ヘアポルンの表現を借りれば, 12世紀末以降主導的な遠隔地商人家系 = 「中心的階層」の都市ケルンへの移出を契機とする能動的商業の後退が, 14世紀の在地的経済中心地 — 1356年参審人団の貴族独占の背景をもちという — としての性格を決定づけたとも言えよう ([14] 131-6)。また, 1470年頃～16世紀初めの罰則簿に明記された, 食肉価格のケルン価格への準拠 — ポンド当たり 1 ベニヒ廉価 — 規定や, ケルンで流通する貨幣の使用強制も, 同じ文脈で解釈できよう (§. 46, 122, 123: QRW, 13, 20)。

金融的な機能分担は, ユダヤ人の上級貴族相手の大口金融におけるケルン在住ユダヤ人との協力と近在農民・手工業者相手の小口金融における自立性を対比するとき, 明らかとなる (Irsigler [17])。また, 1450年以降史料上確認される, 修道院長・都市

ところで、ジークブルクには、都市の規模に不釣り合いなほど多様な手工業が立地していた。この点で手がかりとなる、1468年武器所有市民の一覧の検討から始めよう(表(3)参照)。145名のうち職業名の記載があるのは42名に過ぎず、この点の留保は必要だが、金属・繊維・皮革・建築関係、製陶業、及び理髪屋・樽作工・粉挽と20を越える職種を看取できる。職種数が多いだけ、その分、個々の職種当たりの手工業者数は少なく、しかも重要な職種の毛織物工と肉屋は欠けているが、そのうち数職種でツunftを確認できる。ラウに従えば、14-15世紀には陶工、毛織物工、皮鞣工、靴屋、鍛冶屋、肉屋、パン屋、仕立屋の8職種で、続く16世紀には毛皮細工師・白鞣工と帽子工で、ツunft形成を指摘できる(Lau, 44)。その当否の検討は以下に譲るとして、この場ではツunft研究史の概観から、問題点を今一度絞り込んでおこう。

まず、ジークブルクにおいては、ツunft研究の立ち遅れが痛感される。W. ヘアポルンの

のケルン市民からの定期金債務設定(UQ-II, 171-2, 227-8, 338, 341, 345-6, 347)も、その点を雄弁に物語る(類例は、デュレンからも看取できる。1417年の文書によれば、ケルンの400人を越える市民・聖職者に1000グレン以上の定期金債務を負っている。Kaemmerer-I/2, 287-9)。

手工業的な機能分担については、ラウのツunft史の全体的特質に関する次の表現を引用するだけで十分であろう。「ジークブルクにおける経済生活は、極めて単純な性格を示しており、工芸的性格をもつツunftは、陶工を除いて完全に欠けていた。この像は、都市会計記録が示すように、より洗練された全ての仕事は、ケルンに委託されねばならなかったことから確認できる」(Lau, 44)。端的な事例に、局地市場向け生産を明示する「村落用毛織物」dorp doich — 原則的にアクチーゼ免除 — を挙げる(QRW, 18, 25, 82)。

ただ、誤解を避けるため一言しておくが、上記のような中心地システムを、ケルン「経済統一体」のように完結した分業圏と取り違えてはならない(田北[55][62])。別稿で明らかにした通り、地域経済の凝集点としての小都市は、近在市場機能を梃子に、その変化に敏感に対応しながら一定の自立性を保っていたからだ([56][57])。

製陶業・毛織物工業関係の論考を除けば([14][15]), 70年以降の「第三期」の業績は一点也不い。例えば、71年宗教改革運動に関する優れた論文を発表したケルムは、ツunft史の代表的業績として1907年ラウの史料集の緒言と、64年カムプ/ベッカーの論文を挙げる([20]210)。しかし、このカムプ/ベッカー論文にしても、ピュヒャーの手工業経営の史的展開論と生業説を踏襲して([18]17-21)、今日の水準から見ればお粗末の一言に尽きる。他方、ラウの業績は、今日も一読の価値があるが、重大な難点を含むドーンブシュの1873年論文に依拠して(Lau, 43: Dornbusch [9]), やはり批判を免れない。この点は、静態的な生業説を信奉するドーンブシュの史料処理方法を一瞥するとき、直ちに明らかになる。つまり、16世紀陶工に伝来する3通の規約から、1552年規約を分析対象に選択したその理由は、ただ条項数の多さに過ぎず、その間の経済・政治状況の変化は問題ともされない⁽⁷⁾。1980年ドーンブシュ論文の復刻に際してヘアポルンが、最新の成果を摂取した補遺の必要を力説したことも十分首肯できる([14]127)。つづめて言えば、ジークブルクのツunft史は、第三期の成果に照らした書き替えを待っている。

しかし、我々が出発点に据えるべき叩き台は、上記ラウの業績に提示されている。第一に、ツunft形成の後発性である。ラウは、1442年内

(7) ヘアポルンの研究が教えるように、そしてドーンブシュ自身もたびたび論及するように、16世紀半は製陶業における経済局面の一大転換点をなす([14]146-55: [9]14-6)。すなわち、工芸技術の採用による飛躍的拡大期へと転じ、それにつれ生産量制限規定も大幅に緩和される。また、16世紀半が、ベルク大公の権限拡大と宗教改革との時期に当たっており、この事情が規約の性格規定にも強く作用したと考えられるからである。

屋ツンフト規約が最古の伝来規約なことから、「ツンフト本来の繁栄期は既に過去のものとなった」(Lau, 43)と述べ、いわゆるツンフト閉鎖期に属する、と結論づける。その際、ラウが比較対象として念頭に置いたのは、12世紀半にまでツンフトの起源——1149年ケルン敷布工のツンフト規約(Loesch-I, 25-6)——の遡及可能なケルンの状況だったと思われるが、この見解は、2点で修正されねばならない。まず、この地方の中小都市と比較したとき、遅れをことさらに強調できない。別稿で触れた通り、ツンフト確認数は15世紀、16-17世紀、18世紀の3時期に均等に分布して、ケルンを基準とする危険性を浮き彫りにする([66]上, 731の表3-1をみよ。またHerborn [13] 181-2も参照)。同時に、この地方のツンフト閉鎖化を中世後期に論ずることにも無理がある。もっとも、この点で我々は、親方資格取得条件の変化を丹念に追跡しなければならぬが(Schulz [44] 209-315: 佐久間 [51]), 少なくとも職人への修業強制の明文

化を指標とする限り、16世紀末への下方修正を結論できる(田北 [66] 下, 1039の表(13)-1: 藤田 [71] 734)。

第二に、都市領主の手工業政策全体への強い影響行使がある。この点は、ツンフト規約・文書の発給権全般の掌握——1453年靴屋ツンフト規約が唯一の例外として都市当局の発給になる——、手工業裁判・検査制度への関与、および成員権取得料・罰金の取り分留保に、端的に表現される(Lau, 83-9)。しかし、修道院長との関係は、この時期を通じて変わらなかったのか。それとも、時代を追って変化したのか。そのきっかけは何だったのか。このひと組みの問題が、扱われねばならない。

第三に、都市領主制下のツンフトは、その起源・組織にも特異な刻印を留める。教会領主が都市領主だったためか、ツンフト規約に宗教関係の条項が高い比率を占めるだけでなく、「手工業者の宗教的兄弟団への結集は、ほとんどいつもツンフト特権の付与に先行したように見受け

表(3) 1468年武器所有市民の一覧にみえる職種一覧

No	職業名	人数	No	職業名	人数		
1	理髪屋	bartscherre	3	14	毛皮細工師	peltzer	1
2	教師	schoilmeister	1	15	雑貨商	kremer	2
3	剪毛工	doichscherre	2	16	仕立屋	schroder	4
4	パン屋	becker	3	17	刃物師	metzmecher	1
5	靴屋	schoemecher	2	18	弩作工	armborstmecher	1
6	皮鞣工	loerre	3	19	錠前工	slosmecher	1
7	鍛冶屋	smyt	4	20	鍋作工	kesselboetzer	1
8	粉挽	molener	1	21	錫鑄物師	kannengeisser	1
9	樽作工	vasbender	1	22	伝令官	bote	1
10	屋根葺工	leyendecker	2	23	贈物係	presentzmeister	1
11	大工	zymmerman	2	24	施物係?	offerman	1
12	車大工	radermacher	1	25	?	blygrever	1
13	陶工	uylnr	1		記載なし		* 103

[典拠] QRW, 99-101.

(註) 下線部は、ツンフトの確認できる職種(田北 [66] 1024-7)。但し、剪毛工は毛織物工ツンフトに属する。この毛織物工・肉屋は登場せず。

* 職業の記載のない103人のうち、少なくとも7名は市長職経験者(QRW, 114-22所収の市長一覧による)。

られる。多数の手工業者結合は、この初期的段階を越えなかったが」(Lau, 43-4) と、宗教的目的での兄弟団の時代的先行が強調される。もっとも、ツンフトの起源を、全て兄弟団に帰すわけではない。ラウは、宗教改革後の16世紀末～17世紀に顕在化すると断った上で、「都市の手工業税は、当該ツンフトの親方に毎年請負に出された。従って、ある手工業の成員数が十分な水準に達して、製品へのアクチーゼ賦課が確実な収入をもたらすようになると、すぐにツンフトの創設が日程に上り、ツンフト創設後アクチーゼが導入された」(Lau, 44) と、財政目的での「上」からのアムト的な組織形成を指摘する。宗教的兄弟団のツンフトへの時代的先行と、「上」からのアムト的な組織形成との検討も、本稿の課題とされる。

ところで、ラウの見解は、明らかに修道院長の強固な支配権を前提とする。しかし、1395-1402年修道院長・修道院守護（本論では守護と略す）間の私闘に象徴されるように、修道院長の支配も決して揺るぎない性質のものではなかった。以下、節を改めて、この問題を概観しよう。

(2) 政治史

修道院長と守護の関係は、1220年代～1243年に一時期ケルン大司教による守護職奪回の試みはあったものの、13世紀一杯おおむね平穏だった(表1参照)。しかし、1296年以降ベルク大公家系が守護職を掌握し、それを足場に勢力伸長を図るようになると、事態は大きく変化する。特に、1364年参審人団からの市民排除・貴族独占の開始(1594年まで継続)——ヘアボルンによれば、遠隔地商人の移出が大きく影響したという([14] 132-3)——は、市民・修道院長間の亀裂を深め、同時にベルク大公に干渉の口実

を与えた。1378年ベルク大公領内の通行税免除特権の付与、1380年市民に無断での債務転嫁の破棄確約、1394年毛織物アクチーゼの新設許可と、一連の特権付与を通じて、市民への肩入れが行われるのも、この時期のことである。

しかし、修道院長・守護の対立が、市民を巻き込んで一気に噴出したわけではない。むしろ、市民内部に修道院長派・ベルク大公派の党派対立を生み⁽⁸⁾、あるいは後述のように市民の「自治権闘争」の様相をも帯びて、複雑な動きを見せる。この都市内の事情に、地域的な政治・社会情勢の直接・間接的影響が重なり合って、事態は一段と錯綜する。この点は、ケルンの政治社会運動との緊密な連動性から容易に看取できる。1370年ケルン織布工支配とジークブルク修道院長・市民と守護の抗争の時代的符合、あるいは中世後期ケルンの制度的変革を完成したと言われる1396年「ツンフト革命」と1395年～1402年ジークブルクの支配権をめぐる私闘との重層性⁽⁹⁾とが、それを雄弁に物語る(Wisplinghoff [26]32: Lau, [2]73-4)。特に、1401年市長・市参事会・市民が修道院長・コンヴェントに寄せた苦情書は、都市要職者の選挙・裁判・財政全般に関する自治権要求に貫かれて、ケルンの文書かと思紛がうばかりの内容を示す(DS, 101-6)。ケルンとの密接な連繋は、別の角度からも確認できる。1402年市民側の敗北の翌年、修道院長によるベルク大公派市民への制裁に備えるかのように、ケルン都市当局はジークブルク手工業者の移入促進策——2年間のガツフェル選択の猶予・ツンフト規制の免除——を打ち出す(Stein-

(8) 1401年修道院長が市民に寄せた苦情書に掲げられた、修道院長の任命した正規の首長・レントマイスター・市参事会員・他の役職者の無断解任と新要職者の任命に関する項目が、この点を強く印象づける(UQ-II, 15)。

地図(2) ジークブルクの地誌的編成



〔典拠〕 Treptow [25] 729 の図(10)より作成

I, 228)。このようなケルンの積極的な後押しの理由は、ケルン大司教が修道院長の背後に支援者として控えていた事情を考慮するとき、明らかとなる。つまり、修道院長＝ケルン大司教とベルク大公・市民＝都市ケルンという対抗関係が浮上するからだ。視野を都市内に限定せずに、地域的接近の必要な所以である。

ところで、この私闘の前史・経緯・結果については、史料刊行を兼ねた優れた個別研究が発表されているので (Lau [2]: Wisplinghoff [26]), 詳細は省く。本稿にとって重要なのは、この私闘後の支配構造の変化だが、この点でラウとヴィスプリングホーフの間に決定的な意見の対立がある。ラウに従えば、1402年修道院長側の軍事的勝利は、16世紀末に至る修道院長の支配を確立したという。他方、ヴィスプリングホーフは、一時的な軍事的勝利も、ベルク大公のランダスヘルシャフト形成を阻止できなかったと、真向から批判する。その際、論拠に挙げられるのが、1478年ジークブルク内移住領民への課税・諸賦課権留保、1497年修道院長所領へ

の課税の試み、1542年トルコ税徴収のためのラント会議への召集で、既に「領域」原理への移行を示唆するというのだ。

この論争はどのように評価できるのか。まず、ヴィスプリングホーフには、史料処理方法の点で決定的とも言える難点がある。つまり、15世紀後半修道院側の利害に沿って書かれた、既述の私闘に関する覚書——ラウからは「偏向文書」と呼ばれる ([2] 74)——が、そのまま無批判に刊行・利用されている。他方、都市の支配をめぐる私闘をラウのように守護職闘争に限定して考えることも許されず、この点でヴィスプリングホーフの指摘は正鵠を射ている ([26] 31)。筆者は、次のようにベルク大公の緩やかな権限拡大を考えたい。

1407年修道院長・ベルク大公の友好協定で定められた、ブランケンベルクのヘルであるヨハン＝フォン＝ローエンの生存中 (~1432年) の守護職併立を過渡期とし、1433年ベルク大公の守護職独占再開以降、その権限が次第に拡大されてくる。1441年土地買い戻し資金調達を目的

とした修道院長・都市からの貨幣借入れ、1478年都市ジークブルク移住領民への課税・諸負担徴収権の留保、1482・90年の修道院長・守護の権限に関する参審人判告録⁽⁹⁾——それ自体、ベルク大公による修道院長の権限蚕食の動きへの歯止めと解釈できる——、1497年修道院所領へのラント税賦課の企てと、守護職の権限拡大と領域支配への編入の動きとが、同時並行的に活発化する。この時期、修道院長の発給文書に、修道院長の肩書としてランデスヘルとグルントヘルの語が交錯して現れてくるのも、この辺りの事情の反映と見なせる⁽¹⁰⁾。

そして、この文脈でぜひ言及しておきたいこ

とがある。それは、修道院長・ベルク大公の力の拮抗から後者による権限蚕食へと移る、丁度1440年代以降の半世紀間にツンフト規約発給の第一の頂点が来ることである(表(4)参照)。そして、第二の頂点が、ジークブルクにおける宗教改革運動の展開期——ベルク大公のランデスヘルシャフトの拡充期——に当たることを考慮するとき、もはや偶然とは片づけられまい。この事実を筆者は、ツンフトの担う重要な政治機能の投影と捉えたい。換言すれば、領主制的色彩の濃い小都市でも、手工業者は無視できない政治勢力をなしていたのである。

II. 都市領主・ツンフト関係の変化

(9) 修道院守護の権限・収入に関しては、1482年判告録までは詳細は明らかでない(Lau, 9-12: Wisplinghoff [29] 90-3)。12世紀には、年1回の裁判集会の開催、流血・窃盗・平和の攪乱・相続関係の裁判の主宰、及び裁判収入の三分の一の取得が、また13世紀には守護取り分の都市・守護管区のアクチーゼ・裁判収入の二分の一への拡大が、知られる程度である。なお、トロイスドルフ・ヴォルストルフの2村落よりなる守護管区では(別掲の地図(2)参照)、守護が文字通り唯一の裁判領主として、参審人の任命権と裁判収入・租税・アクチーゼ収入全額を掌握しており、さらに都市・ブルクバンにも影響を行使していたが、それを1482年判告録から看取できる限りで、列記すれば次の通りである(QRW, 103-4)。シュルトハイスの主宰する裁判における立ち会い権 (§. 1)、流血・貨幣・抵当関係の裁判・復讐断念誓約に伴う収入の半額の請求権 (§. 2・3)、シュルトハイス不在時の安全護送代行権 (§. 4)、犯罪者の釈放権(捕縛権は修道院長, §. 5)、死刑執行人の指名権 (§. 6)、度量単位の管理権 (§. 7)、アクチーゼ・租税の半額請求権 (§. 8・9)。

(10) 15世紀の史料から代表例を2・3紹介しよう。1401年修道院長の市民宛の苦情書の第12項では「我らに臣下誓約を行った市民たちが、我らと我らの役職者に無断で鐘をつかさせたが、それはランデスヘルとしての我ら、ないし我らに代わって行う役職者以外の者は触れてはならないものである」(DS, 97)。1490年頃判告録の第一項では「ジークブルクの修道院長が、この地のグルントヘルであり、命令・禁令発布権と市長・市参事会員・他の役職者の任免権とを持つ」(QRW, 107)。また、本文中に引用した、1495年頃都市当局が皮鞣工ツンフト規約発給をめぐり寄せた苦情書への修道院長の回答も参照せよ(本論, p. 21-22)。

本章では、既述の研究指針の一つであるツンフトの職種の類型区分を考慮し、対象を3タイプに分けて検討する。まず、近在市場・域外市場に大別し、次いで前者を、都市市民の生活と直接関係して、もともと規制も強くアムト的性格を持つと言われる(Brunner [31] 47)、食料品関係=肉屋・パン屋と、それ以外の靴屋・皮鞣工とに細分した。もう一方の域外市場向けの職種には、毛織物工・陶工を取り上げたが、いずれの場合にも対象選択に当っては、史料の伝来状況を基準とした(表(4)、田北[66] 1024-27所収の史料一覧をも見よ)。なお、以下では、ツンフトの起源、裁判権、および成員権取得料・罰金・入会金に焦点を合わせながら、修道院長・ツンフト関係の変化を追跡する。

(1) 食料品関係の職種

(1) 肉屋

肉屋には、ジークブルク最古の1442年ツンフト規約が伝来する(QRW, 88-9)。しかし、ラウは、ツンフトの起源を、さらに14世紀まで遡ら

14-16世紀小都市における支配とツunft

表(4) ツunft・手工業関係の主要史料一覧

年	職 種	史 料 ・ 要 旨 (括弧内は文書発給者)	典拠
1356	陶工	陶工に関する最初の記述。	Lau, 44
1358	パン屋	アクチャーゼ徴収規定\$.5=パン(修道院長・コンベント)。	QRW, 63-6
1376	陶工	ケルン都市会計記録=ケルンからの注文。	Knipping-II, 254
1384	陶工	陶工の集中する<Aulgasse>の史料初出。	Dornbusch, 13
1388	皮鞣工	<unter den Lohrer>なる街路名の史料初出。	Lau, 44
1389	毛織物工	縮絨水車の史料初出。	Lau, 44
1394	毛織物工	アクチャーゼ徴収規定=毛織物税導入(ヘルク大公)。	QRW, 73
c. 1400		「練り歩き」に関する法令(修道院長)。次の職種が登場。靴屋, 皮鞣工, 陶工, 仕立屋, 毛織物工。	UQ-II, 15
1401		修道院長の都市への苦情書: 修道院長・コンベント・参審人に無断でのアイヌンク・同盟結成=1470-16Jh 初の罰則簿\$.43でツunftの参審人・市参事会に無断で同盟・協定締結の禁止規定。	UQ-II, 15-17 QRW, 14
1403		ケルン都市当局によるジークブルク手工業者の吸引策。	Stein-I, 218
1408	毛織物工	チュルピヒ判告録(ケルン大司教)。	田北 [56] 103-5
1415	靴屋	聖母マリア兄弟団の創設。	Lau, 44
1429/30		伝来する最古の都市会計記録。次のZの存在を窺わせるアクチャーゼが登場: 陶工, 鍛冶屋, 靴屋, 皮鞣工, 肉屋, 毛織物工。	QRW, 194
1433		アクチャーゼ徴収規定(修道院長・コンベント)。	QRW, 79-83
1433	毛織物工	上記アクチャーゼ規定の一部として毛織物規定・検査規定。	QRW, 81-3
1433/34		罰則簿の新版の編纂「罰則簿の綴じ込み費用として8s」(会計簿記録)=原本は伝来せず。	QRW, 8
1441		市民の苦情書と市長・市参事会の回答=手工業慣習の維持要求を含む。	QRW, 85-86
1442	肉屋	伝来する最古のZ規約(修道院長)。	QRW, 88-9
1445	毛織物工	ケルン羅紗商条例に含まれる剪毛工の工賃規定。	Loesch-II, 207-8
1452	陶工	都市会計記録: <Aulgasse>の木戸口での通行料徴収の請負。	Dornbusch, 12
1453	靴屋	Z規約(市長・市参事会)。	QRW, 93-4
1455	仕立屋	Z規約(修道院長)。	QRW, 94-5
1457	陶工	低地地方との交易をめぐる裁判記録。	QRW, 136
c. 1458	パン屋	Z規約(修道院長)。	QRW, 97-9
1468		武装能力ある市民の一覧(42/142に職業の記載)⇒表(3)を参照。	QRW, 99-101
c. 1470/ 16Jh 初		罰則簿=Kurbuch 樽作工, \$.88-9: パン屋, \$.90-4: 毛織物工・仕上工・染色工・梳毛工, 整経工, \$.95-116: 皮鞣工, \$.117-9: 肉屋, \$.120-31: 陶工, \$.135-43。	QRW, 15-22
1488	皮鞣工	Z規約(修道院長)	QRW, 104-6
c. 1495	皮鞣工	修道院長の規約公認に対する都市当局の苦情書・回答書で, 陶工, 靴屋, 肉屋, 仕立屋が挙げられる。	QRW, 109-10
1516	陶工	Z規約=2年間の期限つき(修道院長)。	QRW, 111-8
1516/31	陶工	Z規約(修道院長)。	QRW, 118-21
1534	仕立屋	Z規約(修道院長)。	QRW, 121-5
1547	毛織物工	Z規約(修道院長)。	QRW, 125-8
1549	パン屋	Z規約(修道院長)。	QRW, 128-31
1549/51		ジークブルクでの宗教改革運動の本格化。	Kelm, 199-204
1550/81		罰則簿=Kurbuch。 パン屋, \$.44-46: 毛織物工・染色工・剪毛工, \$.47-56: 肉屋, \$.57-62: 陶工, \$.64-66。	QRW, 22-7
1552	陶工	Z規約(修道院長)。	QRW, 132-6
1553	靴屋	兄弟団の解散。	Kelm, 210-1
1556	靴屋	Z規約(修道院長)。	QRW, 139-41
1564	陶工	Z決定=上部ドイツ商業の2親方への委託(17署名)。	QRW, 143-5
1573		修道院長の対抗宗教改革=都市追放・財産没収への反発, 皮鞣工・毛織物工が強硬, 陶工・パン屋も協力拒否。なお主要な福音派市民の一覧⇒表(5)参照。	Kelm, 219-24
1574		ヘルク大公のアクチャーゼ徴収に対する苦情書・回答書: 既存のZとして皮鞣工, 靴屋, 陶工, 羅紗商が挙げられる。	UQ-II, 572
1575	皮鞣工	修道院長・市民の宗教的対立: 皮鞣用水車の使用停止。	UQ-II, 579-80
1582	皮鞣工	Z規約(修道院長)。	QRW, 148-53
1582	毛皮細工師・白鞣工	Z規約(修道院長)。	QRW, 153-6
1582	陶工	武装能力ある陶工の一覧=38名(職人を含む?)。	Dornbusch, 118-21
1592	毛織物工	イングラント産毛織物の検査をめぐる市長・Z決定。	QRW, 159

(註) 下線部は, 当局公認のツunft規約を示す。

せている。その論拠には、1442年規約の前文に見える先行文書の存在と、1394年以降徴税請負組織を窺わせる食肉税の設定と(表(2))、があげられるが、初期史は曖昧である。肝心の先行文書は伝来していず、1400年頃の宗教的「練り歩き」に関する条例に肉屋の名は登場せず(UQ-II, 8), そもそも守護聖人名さえ知られない。従って、少なくとも肉屋について、宗教的な兄弟団の時代的先行は検証できない。せいぜい14世紀末に徴税請負を担当する手工業者の緩やかな結合=アムト的組織を推測できるに過ぎない。

以上から、営業独占権を伴うツンフト組織への編成替えは、前文に見える先行文書より、むしろ規約発給前年の1441年「市民闘争」と関連づけて考えるのが適当と思える⁽¹¹⁾。特に、都市当局に提出された6項目の苦情書は、財政管理の不備・市民への負担転嫁の糾弾と並び、次の興味ある項目を含むからだ(QRW, 83-8)。苦情：「ゲマインデは、我らの親愛なるヘルである修道院長・参審人に対して、次のように懇願する。ゲマインデの了解のない限り、手工業の誰も他の者以上に利益を享受してはならないとする100年以上前の状況に、全ての手工業が留め

置かれるようにと」、回答：「古くからの慣習にあるように、罰則簿の規定に従って、それは維持されるべきであり、我々も、我らのヘルである修道院長・その評議会・参審人に、旧状維持を嘆願したい」(QRW, 85-6)。

引用箇所の意味は今ひとつ定かでないが、特定集団に対する営業独占権公認への反発と解釈したい。その間の事情は、1488年皮鞣工へのツンフト規約発給を契機として全く同じ状況が発生した事実を考慮するとき、明らかになる。後述のように、罰則簿の規定に反した修道院長の規約発給が、やはり都市当局の苦情書提出を呼び起こしているからだ。また、上記の回答の内容と市民の苦情書提出とも、手工業者の自発結合でなく、修道院長の強い影響を強く印象づける。さらに重要なのは、中世後期ジークブルクでは、そもそも市民の自発的結合は法制度上禁じられていることだ。1401年修道院長が市民に寄せた苦情書の第11項は、「我々全てに宣誓し、臣下誓約を行った市民は誰も、修道院長・コンベント・参審人・市参事会の了解なしに、いかなる種類の同盟・結合を結成してはならない」(DS, 74)と、そして1470年頃~16世紀初に編纂された罰則簿の第43項も、「ツンフトは、参審人・市参事会の了解なしに、同盟・協定を締結してはならない」(QRW, 14)と、明記する。

以上を念頭に置いて1442年ツンフト規約に立ち返るとき、1441年苦情書との繋がりが一層鮮明となる。当規約は、ツンフト成員の灯明料支払い義務を定めた第3項を除き、いずれも成員権取得条件、つまり営業独占・加入強制と関連する。そして、1441年苦情書、1442年規約、および15世紀の同盟結成禁止規定を併せ考慮するとき、営業独占権の獲得を目指す肉屋と、市場監督・徴税の徹底を図る修道院長と、の利害の

(11) 1441年市民の都市当局への苦情書提出を、市民闘争の範疇に含めて考えたのは、次の3つの理由による。第一に、政変ないし都市指導層の社会的範疇交替にまで発展しなかったとしても、次の引用に明らかかなように、市民集会の場で都市当局の政策が糾弾され、苦情書提出に至ったこと。後書き「このゲマインデは、本年聖ジェリヌの祝日(9月1日)にヘルク小路のトラッペン(の広場)で集会を開き、我らに対する苦情を公然と大々的に述べ、そして我らの恵み深いヘルである修道院長・評議会のヘル・我らのヘルである参審人に向かって、我々の悪しき噂話を吹聴し、我々が都市の問題・文書・財産を公正に管理・処理していないかのように申し立て、我々が誓約に違反している、と理解させようとした」(QRW, 88)。第二に、苦情内容の大半が、他都市の市民闘争発生にとって直接の引き金となった、財産運用の不備・負担の市民への転嫁に関わること。第三に、ツンフト問題も含まれること。

接点でのツンフト形成が浮上してくる。

ところで、そのようにアマト的性格を色濃く留めた肉屋ツンフトは、修道院長に強く従属していた。1442年規約から読み取れる限りで、それを列挙すれば次の通りである。

1. 市民の親方資格取得時の「修道院長ないし修道院長の任命したシュルトハイスへの勤勉なる職種従事と罰則簿遵守の誓約義務」 (§.1)。

2. 余所者への親方資格付与権の所在に関して、「最初に修道院長から4グルデンで成員権を取得し、同時に上記の誓約を行うべし」 (§.2) と、ツンフトでなく修道院長の権限と定められている。

3. 親方資格取得料——6グルデンと灯明料として6ポンドの蠟——の変更権の所在に関して、「修道院長の了解・同意なしに引き上げるべからず」 (§.2) と、修道院長の権限と定められており、ラウによれば、実際に行使されたこともあるという。

4. 部外者のもぐり営業の処罰権に関して、「修道院長かシュルトハイスが、営業停止を命ずる。この禁令に従わずに、それ以降も売り場を開設する場合には、40グルデンの罰金刑に処す。そのうち20が修道院長に、15が兄弟団に、5がシュルトハイスに帰属することとする」 (§.4=修道院長の追加条項) と、やはり修道院長の直接の権限下に置かれる。しかも、40グルデンという桁はずれの高額の罰金刑で威嚇しつつ、加入強制規定の徹底が図られて特徴的である。

5. 罰金の取り分でも、修道院長・シュルトハイスの6割を越す高い比率が注意をひく。

ところで、その後の修道院長・肉屋関係を扱った史料はなく——1495年頃皮鞣工ツンフト規約をめぐる都市当局の苦情書に対する修道院長の回答書からはツンフトの存在を窺えるに留ま

る(本論の21-22頁を参照)——、パン屋の事例で補完せざるをえない。

(2) パン屋

パン屋ツンフトの初期史も、やはり曖昧である。1358年には早くも従価税が徴収されて(表(2)参照)、徴税請負を担当するアマト的組織の存在を窺わせるが、1458年規約まで詳しい情報はない。この1458年規約の前文は、ツンフトの起源について多くの興味ある情報を含むので、そのまま引用してみよう。「その時々^の事柄も、文書に書き留めて置かない限り、時間の経過するうちに人々の記憶からかき消えてしまう。記憶に留めるため、そして都市ジークブルク内のほとんどの兄弟団が、イエス=キリストを讃え誰かしら守護聖人を祀るなかで、これまで兄弟団の創設されていない聖なる司教アンノを祀るために、都市ジークブルクのパン屋が揃って、高貴なるジークブルクの修道院長・彼の役職者・評議会・シュルトハイス・参審人・市長・市参事会の前に、文書の公布と全能の神イエス=キリスト、聖処女の聖母マリア、聖十字架と聖なる司教アンノを讃えるべく、兄弟団の創設を嘆願してきた。ジークブルクのヘルである我ら修道院長は、役職者・評議会・シュルトハイス参審人・市長・市参事会ともども、上記のパン屋の善意に鑑みて、その嘆願内容を認めるものである」(QRW, 97-8.傍点は筆者)。

まず、1458年以前には明文化されない慣習法に従う、緩やかな手工業者の結合があり、上記の徴税請負に携わっていたと考えられる。次に、1458年時点で初めて、ジークブルクの修道院の創建者である、聖なる司教アンノを守護聖人に祀る兄弟団が創設された。それ以前の宗教的組織の欠如は、1400年頃「練り歩き」条例にパン屋の名が登場しないことから窺える(UQ-II,

8)。従って、宗教的兄弟団からツンフトへという、ラウの想定する発達経路は、少なくともパン屋には当てはまらない。さらに、ツンフト形成の主導力について、前文の傍点箇所を目を奪われて、手工業者の役割を一方的に強調してはならない。何よりも、既述の修道院長に無断の同盟・協定締結禁止が、大きな障害をなしており、しかも、この規約の第7項の加入強制規定も修道院長の関与を示唆する。「都市は、数名のパン屋の不正行為により多額のアクチーゼ収入を失うことになった。そこで、今後都市がアクチーゼ収入につき損失を被らないようにするために、規定に従って成員権を取得せずに、都市内で販売目的でパンを焼いたり、販売してはならないこととする」(QRW, 99)と述べ、アクチーゼ徴収の徹底を強く謳っている。ここでも、営業独占権の確立を目指す手工業者と、徴税徹底を図る修道院長との利害の接点に、1458年規約を位置づけて考えることができる。

以上のようなアムト的性格を色濃く留めたツンフト形成の経緯を反映して、肉屋と同じように修道院長に強く従属する。

1. 親方資格取得時の修道院長に対する諸法令遵守の誓約義務 (§.3)。

2. 罰金取り分での修道院長の優越——第7項のもぐり営業禁止条項によれば、罰金の4分の3は修道院長・シュルトハイスに属する (§.7)。

3. 肉屋と違って手工業裁判への直接の関与は知られないが、宗教上特別に緊密な関係が注意をひく。すなわち、他の兄弟団の守護聖人を祀る場所は教区教会だったが、パン屋だけが、修道院内の聖アンノ礼拝堂と決められている(1549年規約の§.1: QRW, 128)。

ところで、この関係も、16世紀半には大きく

変化する。宗教改革運動の展開・ベルク大公の権限伸長の中で、修道院長の譲歩が目につく。1549年規約の第14項、「パン屋は、ツンフト加入前に行う市民宣誓の際に、市長と手を重ねて次のことを誓約すべし。市参事会のために、いつも精根傾けて働き、我ら(市参事会役人)のクアマイスターが、パン重量を公定しパン焼きを命ずるときはいつも、従えるよう穀物・粉を準備すると」(QRW, 129)と、親方資格取得時の誓約相手の都市当局への交替を明示して、修道院長の直接的関与の後退を印象づける。また、内部係争の処理でもツンフト・都市当局の裁定権の公認から、自律権の原則が打ち出される。第16項に従えば、第一次裁定権はツンフト首長2名に、調停不調時の第二次裁定権は市長——ツンフト首長の要請があればクアマイスター (§.15)——に委ねられて、後述の靴屋・皮鞣工に見られる、手工業裁判の平均的編成が整ってくる。さらに、第8項のもぐり営業禁止条項に見える、修道院長の罰金取り分の減少も、同じ文脈で解釈できる(QRW, 129)。もっとも、それを相殺する効果をもつ親方資格取得料取り分留保が定められて、多少割り引く必要はあろうが (§.4)。

この1549年規約以外に、宗教改革時のパン屋の積極的行動が、ツンフトの自律性拡大を裏付けている。上記のような守護聖人を紐帯とする緊密な関係にもかかわらず、修道院長の宗教的反動に頑強な抵抗を示した。すなわち、1573年教区教会以外での典礼禁止・遍歴説教師の招聘禁止・違反者の市外追放を定めた修道院長布告に対して、毛織物工・陶工・靴屋・皮鞣工ともども最後まで屈伏せずに戦い抜いた(Kelm [20]219-21)。このような状況に照らして考えるとき、1549年規約は、修道院長の譲歩の産物

とも理解できよう。

肉屋・パン屋の例から、手工業者組織の迫る発達の諸段階が浮上してきた。15世紀中葉の規約発給までの徴税・市場統制目的のアムト的組織から、営業独占確立を要求する手工業者と徴税徹底を図る修道院長の利害の接点でのツフト形成へ、さらには16世紀半修道院長の手工業規制権の大幅な後退による自律的ツフトへ、という3段階を識別可能だからだ。その段階的移行の推進力については、史料の欠如から、残念ながら宗教的要因の他は明らかでない。

(2) 都市市場向の職種

(1) 靴屋

靴屋ツフトの初期史も、肉屋・パン屋と同様に曖昧である。手工業組織についての情報は、15世紀前半を待たねばならない。まず、伝来する最古の1429/30年都市会計記録に記載された靴アクチャーゼ項目は(表(2))、15世紀前半アムト的組織を窺わせる。しかし、宗教的組織の起源が、それより古いことは確実だ。既述の1400年頃の「練り歩き」条例には靴屋の名が見えるし(UQ-II, 8), 1415年には聖母マリアを守護聖人とする兄弟団も創設されて(Lau, 44), 兄弟団の時代的先行説を裏付けている。そして、次なる伝来史料の1453年規約で靴屋は、既に営業独占権を持つツフトとして登場する(QRW, 92-4)。

ところで、この1453年規約は、既述のように唯一都市当局を発給者として、何か特別の状況の介在を想起させる。事実、中世後期ジークブルク唯一の職人運動関係の史料に属する。ラウは、この職人運動という迅速な対応の不可欠な緊急事態の発生と絡めて、その理由を説明するが、確証はない。いずれにせよ、この規約の条項の大半は、親方・職人・徒弟の間の関係調整

に当てられ、その分、修道院長との関係は後景に退く(田北〔66〕下, 887-91)。しかし、この点を割り引いても、修道院長の靴屋ツフトへの規制は、食料品関係の職種とは比較にならないほど、緩やかだった。まず、内部係争の裁定は、ツフト首長の召集する集会に委ねられ、修道院長の関与は、修道院長を当事者とする場合に限られる(§. 11)。同時に、修道院長の罰金の取り分は、部外者のもぐり営業禁止条項違反に限られ、それ以外の罰金・親方資格取得料は全額、ツフト・兄弟団に帰属する(§. 1, 2)。さらに、1470年頃～16世紀初罰則簿における靴屋条項の欠如は、規制の緩やかさを強く印象づける。

このような関係も、1556年規約では大きく変化する(QRW, 139-41)。その前書は、規約発給の理由を、「靴屋手工業は、かつて都市にアクチャーゼと生業をもたらし有益だったが、技量低下と統制の弛緩のために混乱に陥り、衰退してしまった」(QRW, 139)と、徒弟教育を含む内部統制の弛緩に求め、その立て直しを名目に修道院長が広範に干渉してくる。第1項では、既述の肉屋・パン屋の例を想起さすように、新規親方資格取得者の「修道院長と市長・市参事会への市民誓約」義務が明記される。それと並行して、親方資格取得料の取り分も導入される。その際、「それら(入会金)全ては、ツフト首長に手渡すべし。ツフト首長は、彼の『お上』である我ら修道院長・コンヴェント・シュルトハイス・参審人と市長・市参事会とに報告のうえ、責任をもって取り分を手渡すべし」と、「お上」の威光を振りかざしつつ、ツフト首長にいわば「役職担当者」の役割を押しつける。部外者のもぐり営業禁止条項違反時の罰金取り分も、大幅に引き上げられたことを付言しておき

たい (§.4)。

その点、内部係争の裁定権も例外ではない。ツンフト首長4名による裁定の原則に手は触れられないが (§.13, 19-21), 例外項目を設定して、その範囲を明確に限定する。すなわち、成員間の流血事件の裁定権と、内部係争の最終裁定権——第一次裁定権はツンフト首長、第二次は市長——と、の留保がそれである (§.22, 25)。

しかし、修道院長によるツンフト自治の大幅な制限を、上記の内部統制の弛緩に帰すのは早計である。ケルム論文が教えるように、靴屋はジークブルクの宗教改革運動における尖兵をなしており、その牽制・制裁の意味合いを度外視できないからだ。すなわち、靴屋は、1553年守護聖人崇拜を最初に停止して、「手工業者の間で改革派の福音に最初に道を拓いた」([20] 211)と言われ、その3年後に規約が発給されている。靴屋の活発な活動は、それに留まらない。改革派市民として名前の知られた35名のうち、靴屋は最大の4名を数え(表(5)参照)、しかも自由市場での不当な商品没収・不法な家宅搜索の弾圧に屈することなく、1573年の市外追放まで徹底

して戦い抜いている (Kelm [20] 222-3)。

このような靴屋の頑強な抵抗に鑑みると、1556年規約を現実の諸関係の反映と理解してはならない。逆に、靴屋の例は、修道院長の「上」からの規制手段としてのツンフト規約の性格を浮き彫りにしたものととして、銘記する価値がある。史料批判の厳密化と史料基盤の拡大の必要な所以である。

(2) 皮鞣工

皮鞣工ツンフトの起源は、これまでの例と違って、1488年規約発給を直接の契機とするだけに、はっきり特定できる。しかし、それ以前に手工業者の組織がなかったわけではない。1388年史料に初出する「皮鞣工通り」の地名は、手工業者の特定街区への集中と、靴屋を始め皮革加工業から分離・独立した専門職の発達を窺わせる⁽¹²⁾。専門職自立に伴う経済力の上昇は、「ある手工業の成員数が十分な水準に達し、製品へのアクチーゼ賦課が確実な収入をもたらすようになる」と、すぐにツンフトの創設が日程に上り、ツンフト創設後アクチーゼが導入された」(Lau, 43)とする、ラウの見解を裏付けるかのように、15世紀前半アムト的組織の結成に導い

表(5) 1560-1600年ジークブルク福音派・改革派の主要人物とその職業

1	Johann Flach	陶工	12	Hermann Friedrichs	24	N. <u>Pasamentemacher</u>
2	Johann Knuitgen	陶工	13	Peter Frimersdorf	25	Heinrich <u>Rademacher</u>
3	Dietrich Schuhmacher	靴屋	14	Otto Jacobs zum Buck	26	Johann Roedhuser
4	Hortmann Schuhmacher	靴屋	15	Adolf <u>Kannengiesser</u>	27	Goddert <u>Sadelmecher</u>
5	Johann Schuhmacher	靴屋	16	Gerhard Kleuuer	28	Johann Scholtis
6	Vaes Schuhmacher	靴屋	17	Johann <u>Leinenweber</u>	29	Emmerich <u>Vassbender</u>
7	Wilhelm Wurm(Worm)	羅紗商	18	Johann <u>Leistenmacher</u>	30	Wilhelm Vollbruggen
8	Mattheis Zinkelputz	皮鞣工	19	Gillis <u>Leyendecker</u>	31	Anton <u>Zimmermann</u>
9	Dietrich Peltzer	葡萄酒商	20	Hein <u>Steinmetzer</u>	32	Johann zum Wolf
10	Johann Hitz	廷吏	21	Hnas <u>Schnider</u>	33	Johann <u>Lomer</u>
11	Vogt von Siegburg	守護	22	Bertram <u>Schnider</u>	34	Peter <u>Muller</u>
	以下については職業不詳		23	Nellis Pelcr	35	Otto Noss

[典拠] Kelm [20] 260-1.

(註) 下線を施した人名は、その職業を窺わせるが確証はない。

てくる。1429/30年伝来する最古の都市会計記録に原料の皮・皮鞣用樹皮からの従価税——アクチーゼ条例では1433年に初出——徴収が、既に載せられている(表(2)参照)。また、1400年頃「練り歩き」条例の皮鞣工の記載から判断して、それは宗教的機能も兼ね備えていたようで、その限りで、兄弟団の時代的先行説は当てはまる。しかし、この組織を、営業独占権を持つツunftと取り違えてはならない。1470年頃～16世紀初の罰則簿の第118項には「誰もが皮鞣業を営めるものとする」(QRW, 19)と、「営業の自由」原則が明記されているからだ。

1488年の規約発給が、この状況を一変した(QRW, 104-6)。その前書は、修道院長による規約公布の理由を「余所者商人から徴収されるアクチーゼについて思い起こせば、以前は多額の収入をもたらしていたが、今や劣悪な管理のために激減してしまった」(表(2)税額を参照せよ)と述べ、徴税徹底を前面に押し出す。しかし、修道院長による「上」からの一方的な組織化を結論してはならない。職人の最高賃金公定に関する第7項では、次の引用に明らかなように、規約発給の契機として手工業者の申請にも言及する。「手工業者の要請に応じて我らは、ツunft成員は誰も、職人に対し一日当たり食事と14ヘラーを越える賃金を与えてはならない、と定める」(QRW, 106)と。従って、皮鞣工の

場合にも、都市・ブルクバン内の営業独占権の付与を通じて徴税・市場統制徹底を図る修道院長と (§.1, 4~6)、営業独占権の獲得・賃金公定を要求する手工業者修道院と、の利害の接点でのツunft形成を読み取れる。

そのようなツunftの成立事情が、修道院長との関係をも決定する。まず、罰金に対する広範な取り分留保が目につく。部外者のもぐり営業禁止違反 (§.6) はもちろん、内部係争の処罰 (§.3, 8)、原料・製品の品質規定違反 (§.4, 5)、親方・職人の賃金公定違反 (§.2, 7)、につき、そうである。また、親方資格取得料の一部も、修道院長に帰属する (§.1)。もっとも、手工業裁判では、前述のツunft首長・市長の第一次・第二次裁定権が明記されて (§.8)、ツunftの自律性は維持されてはいるが。

ところで、この1488年規約は、元来、上記の罰則簿の条項に抵触する内容だけに、市民の反発を免れなかった。1495年頃市長・市参事会が修道院長に提出した苦情書が、それを雄弁に物語っている。伝来するのは、修道院長の回答書だけだが、その内容は1442年肉屋への規約公布の前年に市民の寄せた既述の苦情に繋がるものがあるので、以下それを訳出してみよう。

「皮鞣工ツunft規約の撤回要求に関し我らのヘルである修道院長は、彼の役職者ともども次のような回答を寄せられた。

汝ら市長・市参事会は、皮鞣工ツunftの利益・繁栄を考慮して印章付で公布された、先の文書に不平を鳴らしている。歴代の修道院長は、汝らのグルントヘル・ランダスヘルの資格において、今回と同様に陶工・靴屋・仕立屋・肉屋の各ツunftに印章付の文書を公布したことがある。汝らの今回の不当な申し立てに従えば、それらの文書も撤回すべきということになって

(12) 皮鞣工・靴屋は、それぞれ別組織をなすとはいえ、経済・宗教的に密接に結びついていた。まず、双方とも兄弟団の守護聖人として聖母マリアを祀っている(Lau, 44)。また、1488年規約公布以降皮鞣工に鞣皮の販売独占権が公認されたことは事実だが、靴屋に原料用の鞣皮生産まで禁止されていたわけではない。1556年靴屋ツunft規約では、アクチーゼ支払いを条件に許可されており(QRW, 149)、1582年皮鞣工ツunft規約では営業独占権の例外としてそれが明記されている(QRW, 150)。この時期を通じた靴屋・皮鞣工の利害対立を想定してはならない。

しまう。そのような申し立てが、正当で議論に値するとは考えられない。もし、我らが、文書と印章によって市民・手工業者に良き法を付与できないのであれば、歴代の修道院長と我らはジークブルクのヘルではありえないことになってしまう。我らが、都市内のあるツンフトが他のツンフトを壊滅に導く恐れのある内容を含む文書や法令を公布すれば、我らはヘルとして、そして汝らは市参事会としてふさわしいといえるであろうか。我らの意図するところは、各ツンフトが職分を守ること、すなわち他に損害を与えることなく、各ツンフトが生業を確保することである。例えば、古くからの慣習に反して靴屋が残り皮を販売することになれば、皮鞣工も一枚の皮から靴を作ってよい理屈になり、結局、靴屋に売るべき皮もなく、2つのツンフトは1つになってしまう。それは望ましい状態であろうか。

我らの決定は次の通りである。我らは、我らの罰則簿に定められた『誰もが皮鞣業を営めることとする』という条項を損なうつもりはなく、むしろその条項を、皮鞣業を営む者の負う親方資格取得義務と靴作りの兼業禁止と解釈する。それは、靴屋が同時に陶工を兼ねることなく、また陶工も皮鞣・仕立や他の職種を兼業できないのと同じことである。そのような事態が一旦許されれば、都市内の誰もががしたい放題をし、市民がヘルとなり、我らと後任の修道院長は、もはやヘルでなくなってしまう。我らの望む状態は、他の職種を危機に陥れない限り、誰でもそれぞれの職種を営めることである。この考えに不満ある者は、ケルンのツンフト関係の法を全て取り寄せてみるがよい。汝らのグルントヘルとして我らは、それに基づきジークブルクに相応しい仕方手工業者に法を授けよう。

我らは、我らに宣誓を行った市参事会員の一人が、『先の修道院長が、シュルトハイスと一緒に起草し、印章付で公布した、皮鞣工のツンフト規約を焼いてしまえ』と公言したことを知っている。もし、汝らのグルントヘルでランデスヘルで我らと歴代の修道院長が焼却に値する文書・法を印章付で公布したと、市長・市参事会が確信するのであれば、それは、明らかに我らと歴代の修道院長への誹謗・中傷であり、我らは永久に記憶に留めて忘れはしない』(QRW, 109-10)。

この史料には、ジークブルクのツンフト史に関して様々な情報が含まれる。15世紀末に修道院長の印章付文書に裏打ちされたツンフトとして列記された職種と、ラウが14-15世紀にツンフト形成を結論した職種との食い違いは、本稿の課題である手工業者組織の性格に繋がる問題を孕む。また、修道院長の資格としてグルントヘル・ランデスヘルの交錯は、既述のように15世紀後半の都市をめぐる支配権の動揺を暗示して、興味深い。さらに、「ケルンのツンフト関係の法・・・」の表現は、ケルン・ジークブルク間の緊密な手工業関係——既述の社会・政治運動の運動にも繋がる——を窺わせる。しかし、修道院長との関係で注意したいのは、次の諸点である。

まず、ツンフト規約の草案は、手工業者の提出したものでなく、修道院長・シュルトハイスの手になることである。ツンフト規約発給に至る経緯は、陶工の例に即して後に詳述するが、皮鞣工の場合、完全に「上」からの産物なことを指摘しておきたい。それと絡めて注目されるのは、いわゆる「一人一職」原理が、市民・関連する手工業者の利害と関わりなく導入されたことである。より広く、都市領主・都市当局・

手工業者の利害の複合性に注目するとき、都市・ツンフトとランデスヘルを、共同体・領主制の原理的な対立で捉えることは、控えねばなるまい。さらに、看過できないのは、グルントヘル・ランデスヘルの肩書を誇示する修道院長に対して都市当局が、罰則簿の条項を抛り所に強く抗議したことである。この事実、罰則簿の拘束力が市民だけでなく都市領主にも及ぶこと——従って、罰則簿は市民・修道院長の協定の性格をもつこと——、あるいは都市領主下のツンフトも重要な政治要因をなすこと、の2点を印象的に示すものとして銘記する価値がある。

ところで、そのような修道院長・皮鞣工の関係も、16世紀後半には変化する。宗教改革を共同体精神高揚の契機と理解するメラー・テーゼを確認するかのように（森田〔52〕）、皮鞣工も宗教改革運動に積極的に参加する。そして、これまでも述べてきたように、皮鞣工は毛織物工・靴屋ともども、修道院長の宗教的反動に最も頑強に抵抗した職種に属し、その分、靴屋にも匹敵する厳しい経済制裁を受けている。特に、1573年改革派の皮鞣工ツィンケルプッツが修道院長に提出した、修道院所有下の皮鞣用水車の利用再開要求は、拒否され（UQ-II, 565-6:表(5)）、また1575年にも「水車利用は、ツィンケルプッツ個人にだけでなく、ツンフト全体に禁止する」（UQ-II, 579-80）と、再度門前払いを受けている。そして、その延長線上に1582年ツンフト規約が来る（QRW, 148-53）。

この規約は、その前書に規約更新の理由を次のように述べる。「我ら（修道院長）の都市・高権領域内に住む皮鞣工ツンフトの手工業者・市民が、我らの面前に現れ、今は亡き修道院長ヴィルヘルム・フォン・リュルドルフ様が神の

御意志に従って公布された印章付の手工業文書を提示しつつ、時代状況の変化と異常な物価高騰のため皮鞣工ツンフトが再び衰微しており、（このままでは）今後も日々・年々衰退してしまおうと訴えてきた。そして当地のグルントヘルである我らに、新文書を公布して手工業の浮揚と都市のアクチーゼ収入の増加を図るよう、臣下の礼において熱心に懇願してきた」（QRW, 148）。しかし、この手工業衰退を理由とした皮鞣工側の改正要求を、字義通りに解釈してはならない。1582年規約自体、上記の修道院長・皮鞣工の鋭い対立の総決算の位置を占めており、前者の手工業規制の強化の意図を看取できるからだ（Kelm〔20〕221）。何よりも「我らは、次のように定めかつ命令する」の表現の多用が（§.1, 2, 11, 12, 18, 20, 21）、修道院長側の強い姿勢を印象づける。また、親方資格取得料に加えて徒弟登録料の取り分留保（§.3.5）、内部抗争の第二次裁定時のシュルトハイスの立ち会い（§.21）にも、内部問題への干渉の意図を容易に見て取れる。

以上のように、先の食料品関係の職種と比較して靴屋・皮鞣工の場合、修道院長の規制は全体に緩やかで、ツンフトの内部問題での高い自律性が目立つ。しかし、皮鞣工については、徴税請負のためのアムト的組織→修道院長・手工業者の利害接点でのツンフト形成→宗教改革期の自立性拡大と、肉屋・パン屋と類似の発展を辿る。その際、皮鞣工の皮革加工関係の職種からの分離・自立に見えるように、段階的移行の根底に経済力の上昇があったことを忘れてはならない。

(3) 域外市場向の職種

(1) 毛織物工

ジークブルクの毛織物工ツンフトの初期史も、

不詳である(Herborn〔15〕68-69)。ラウは、1358年羊毛アクチーゼの設定、1389年縮絨水車の史料初出、および1394年毛織物アクチーゼの新設に注目して(表(2)参照)、14世紀中のツンフト形成を主張するが、確証はない。15世紀前半チュルピヒ・ケルンの文書にジークブルク製品が登場する事実も、地域市場向け生産と、それに見合った品質管理とを暗示するに留まる。筆者は、1433年アクチーゼ条例と1470年頃～16世紀初罰則簿に含まれる羊毛工業関係の条項が、もっぱら検査制度・徴税に関連することから(QRW, 18-9, 81-3)、品質管理・徴税請負機能を担うアマト的組織を考えたい。事実、先に引用した1495年頃皮鞣工ツンフト規約に関する修道院長の回答書で、毛織物工は修道院長の印章付文書を公布された職種＝ツンフトには挙げられていない。せいぜい、1400年頃「練り歩き」条例に毛織物工の名が見えることから、宗教的機能も兼ねた組織を想定できるに留まる。角度を代えれば、15世紀末以降イングラント産未仕上品の大量流入を契機としてケルン型の構造転換が進行するなかで、初めてツンフト組織が鮮明な像を結んでくる。

ところで、ラウに従えば、域外市場向けの職種に対する修道院長の主要な関心は、内部関係の規制でなく、品質管理・徴税徹底にあったという(Lau, 88-9)。以下、それを担当する検印官 Siegelmeister に焦点を合わせて、ツンフト・修道院長の関係の変化を追跡してみよう。

まず、1433年アクチーゼ条例に含まれる技術・検査規定から始めよう(QRW, 81-3)。その前書は、「都市の利益・榮譽のため修道院長・コンヴェントは、我らの参審人・市民と協議して決定した」と、ベルク大公の守護職独占の再開と関連してか、修道院長の協調的姿勢を窺わせ

る。それに続いて検印官の職務が列記される。

「織り上げられた織物 1 反につき、18ペニヒのアクチーゼを支払うべし。つまり、織物の織り上がり時点で検査を行い、アクチーゼも徴収すべし。アクチーゼ徴収後、初めて検印を施すべし」(QRW, 81)と、織布段階はもちろん、羊毛検査から染色・布張仕上段階まで、数次にわたる検査・検印・徴税手続きを具体的かつ詳細に定める。当然、当規定の違反者の処罰も、検印官の権限に属する。ただ、罰金は全て都市に帰属して、修道院長の内部規制の緩やかさを裏付けている。

しかし、修道院長が、品質検査を手工業者に完全に委ねていたわけではない。「我ら修道院長・コンヴェントは、以上の事柄の監視・管理に当たる検印官を任命する。任命された検印官は、上記の規定に反する問題を全て、彼らの善意に基づき裁くべし」(QRW, 83)、とあるように、修道院長が検印官の任免権を掌握する。ただ、この条項も検印官の選出方法には触れていず、手工業者の選出した代表者の形式的追認か、それとも文字通りの任命か、明らかでない。ラウは、1475年都市会計簿中の「検印官と(陶工)のティアマイスター(街区官)⁽¹³⁾が誓約したあと、我々(市長・市参事会員)は、シュルトハイスのレムボルト様と一緒に1マルク分飲食した」(Dornbusch [9] 18)の記述を引き合いに、前者の立場をとる。しかし、ツンフト集会の場での検印官選出が明記されるのは、1600年染色

(13) ティアマイスターの選出方法・権限の詳細は不明だが、3通のツンフト規約から次の2点を看取できる。1516年規約の第20項に定められたツンフト集会への召集と、1552年規約の第34項に掲げられた6ヴァイスペニヒ未満の小額罰金の徴収と(QRW, 117, 134)がそれで、この事実を照らしドーンプシュは、内部問題に関するポリツァイ執行者と見なしている([9] 18)。

規定が最初で (QRW, 162), 特別の条項の設定を予想させる1547年規約にも言及はなく, 詳細は不明なままである (Herborn [15] 74-5)。次に, 1547年規約を考察しよう (QRW, 125-8: UQ-II, 433-4)。

その前書は、「以前は一致協力していた毛織物工ツunftが, 統制の弛緩から混乱に陥っている」(UQ-II, 433)と, 規約公布理由を決まり文句で片づける。しかし, この年は, 羊毛工業の構造転換の真っ只中で, 宗教改革運動の初期に当たることを, 忘れてはならない。特に, 親方資格取得料・毛織物取引関係の罰金に対する取り分留保 (§. 2, 8, 14) のような, 修道院長の権限の若干の拡大も, それと無縁とは考えられない。その場合も, 内部係争に際して第一次裁定権は検印官に, 第二次裁定権は市長に, という原則が確認され, 手工業裁判・検査制度への直接の関与は日程にも上がらないが。

それと並んで, 検印官の選出方法あるいは検印官・修道院長の関係について, 第20項が微妙な表現を含む。「これら条項の遵守徹底を誠実に行う旨, 誓約しない検印官は採用されないものとする。不正行為の発生にもかかわらず, 検印官が条項遵守の徹底を図らない場合には, その都度, 我ら (修道院長) と我らの後任者に6グルデン, そしてツunftには3グルデン支払うべし」(QRW, 127. 傍点は筆者)と。傍点部は, 手工業者による選出後の修道院長による追認説を, 支持するよう見える。しかし, 罰金刑による威嚇を通じて検印官に職務励行を強制せざるをえない, 新たな状況の発生も推測させる。筆者は, 既述の羊毛工業の構造転換に伴う手工業者——1572年に親方数59名と群を抜いた成員数を誇る (Lau, 46. 前掲の表3を参照)——の経済・政治的影響力の増大と, それを基

礎とした修道院長の規制からの自立化と解釈したい。逆に, このような力の蓄積があったからこそ, 1570年以降修道院長の宗教的反動に最後まで頑強に抵抗できたのである。その間に, 検印官の手工業者による選出が確立したことは, 想像に難くない。

そして, 1573年宗教的弾圧が, この点でも転機となった。1574年検印官・毛織物工間の抗争に際し市長・市参事会の下した仲裁裁定が, 検印官について異なった側面を浮上させる。織物検査をめぐる内紛を契機とした検査制度の再編に関連する第一項を見よう。「織機・布張り枠・それ以外での織物検査, あるいはツunft関係の不正行為については, 今後, これまでの8名の任命された親方に代わって, 4名を越えない長老親方のうち2名が, 検印官の検査に立ち会うべし。この長老親方4名については, 今回に限り市長・市参事会が, 次回からは毎年ツunftが, 選出・任命することとする」(Lau, 147)と, 検印官と並ぶツunft選出の長老親方の立ち会いが定められている。裏返せば, 検印官は, 少なくともこの時点で, ツunftの選出によるのではなく, 文字通り修道院長の任命によっていたように思える。第二項も, 修道院長との関係変化の考察にあって看過できない。「今後, 新親方が古くからの慣習以上に苦しめられないよう, 検印官の召喚・裁定に際して, 6アルプスを越える罰金・手数料が支払われるべきでない」(QRW, 147)と, 1395-1402年私闘勃発の遠因ともなった参審人の裁判手数料の恣意的引き上げを想起させるかのような (Lau, 19), 検印官の権限濫用に, 厳しい制限が設けられる。それと同時に, 市長・長老親方4名の立ち会い下の会計報告義務を課して検印官への規制が強化され, さらに検印官の権限濫用を理由とする係争

における修道院長の裁定権留保も明記され、ここに初めて手工業裁判への干渉が行われる。

このような宗教的反動後の規制が、手工業者の反発を惹起したことは想像に難くない。既述のように1600年染色規定では、毛織物工による検印官選出と旧状復帰が定められている。

(2) 陶工

陶工ツunftの起源も、これまでの例に漏れず曖昧である。近年の考古学的な発掘調査の進展は、12-13世紀の高い生産水準を明らかにしたが(Beckmann [8]: Stephan [24])、文献史料での言及は1世紀以上遅く、1376年ケルン都市会計簿を嚆矢とする(Knippling-II, 236, 254)。このような地域市場向け生産、あるいは15世紀後半参審人文書から看取できる低地地方を始め域外市場向けの大量販売——1457年ユトレヒト商人が一度に7000個を扱っている——から判断して(QRW, 136)、品質管理の組織があったことは間違いあるまい。さらに、1429/30年以来都市会計記録に残る窯焼き税徴収と(表(2))、既述の1400年頃「練り歩き」条例とを考慮するとき、宗教・社会機能も兼ねた品質管理・徴税請負のためのアムト的組織が浮上する。

そして、13世紀以降の石器生産への移行を始め生産技術の向上や、需要動向に応じた製品の多様化を基礎に、製陶業は急速な発展を遂げ、15世紀にツunftが形成されたようだ。これまで繰り返し引いてきた、1495年頃の修道院長の回答書にあって陶工は、既に修道院長の印章付文書の受給職種の一つに挙げられる。しかし、1452年都市会計記録の次の断片的記述を除けば、1516年のツunft規約発給まで修道院長との関係は、不詳である。「(郊外市) アウルガッセの木戸での通行税徴収分として17マルクを手渡した」(Dornbusch [9] 12) と、通行税の徴収請負

を通じて修道院長との密接な結びつきを示唆する。

この1516年規約のうち、修道院長との関係を凝集的に表現する、前書の紹介から始めよう。「我ら(修道院長)の面前に我らの市民・領民である陶工が、以下の申請の了解を求め揃って現れた。彼らの製品は至るところで名声を失い、製品の受取を拒否され侮辱される始末であり、有益で適切な助言と慰め(対策)が見出され、実行されないのであれば、今後、彼らと子供たち・子孫はただ貧困と壊滅だけを考えて暮らさざるをえなくなると。この問題をめぐり彼らは、我らの了解・許可のもと、数回にわたり集会を開き、十分に協議を重ね一致して決定に当たった。・・集会において彼らは、そのような困難につき共同体全体の利益に合致した法(草案)を一致して決定し、我らにも、数回(協議・決定内容を)報告し、その確認を熱心に懇願してきた。我らは、彼らの顕著な衰退・困窮に鑑み、彼らのグルントヘルとして、彼らの誠意を尽くした要請につき、彼らの手工業に共通の法を許可する。我らは、そのような法を一度預かり受け、以下の文書によって法的効力を与え、彼らの協議に見合った改善を施そうと考えた。・・・彼らは揃って、我らの面前に出頭し、公布日から向こう2年間の期限付の文書を受け取った」(QRW, 111)。

まず、既述の修道院長に無断の同盟・協定締結禁止規定を忠実に遵守して、規約公布に至る慎重な手続きが注目される。つまり、集会開催に先行する修道院長からの許可、集会での協議・決定内容の報告、規約草案の提出、修道院長による規約草案の慎重な——後書きでは「君主・ヘル・他都市・ラントシャフト(ラント身分)」の法に照らした——吟味、締め括りとして

グルントヘルの肩書を誇示した2年間の期限付での許可と。

しかし、この手続きの厳密さとは対照的に、修道院長の規制は、毛織物工の場合と同様に、緩やかである。特に、任期2年の4名のツンフト首長に (§.20)、内部問題全般についての高い自律権が与えられている。親方・職人・徒弟一人に許容される年間の窯焼き回数の決定 (§.2, 3, 6, 7, 12)、職人・徒弟の賃金・食費公定 (§.4, 5)、窯焼き税の徴収 (§.9)、新種陶器の製造許可・製品価格の公定 (§.17, 19, 25)、手工業者の取引形態の監視 (§.10, 13-5, 26-8)、ティアマイスター (街区委員) によるツンフト集会の召集・内部係争の裁定 (§.20-3)、についてそうである。修道院長の権限は、規約条項違反者から徴収される罰金への取り分——シュルトハイスと併せれば、3分の2にも達する——に限定される (§.1)。

それに続く1516/31年の第二規約でも、大きな変化はない。せいぜい、第3項の徒弟の登録料・親方資格取得料への取り分留保と、第4項の聖マルティン祝日に行われる儀礼的な贈り物——ビールジョッキ・壺2個——提供義務とが、修道院長の若干の権限拡大を窺わせる程度である (QRW, 119)。

ところで、次の1552年の第三規約で状況は、大きく変化する。その背景に、洗練された加工技術を基礎に、ジークブルク製品の名を北西ヨーロッパ全域にまで広めた、製陶業の飛躍的な発展がある (Herborn [14] 146-54)。この点は、親方・職人・徒弟一人につき許容される年間窯焼き数の増加 (§.8, 13, 18)、職人・徒弟の賃金形態の年給から作業能率に応じた出来高給への移行 (§.26)、および労働力・燃料をめぐる過当競争を規制する条項の新設 (§.6, 39)、

からも容易に読み取れる。その間、修道院長の罰金取り分は、4グルデンから3グルデンへと減少して、修道院長の権限の後退を窺わせる。特に、第二規約から第三規約に至る20~30年間に製品公定価格の2~2.5倍上昇をもたらした、急激な貨幣減価を考慮するとき、修道院長の取り分減少は決して軽視できない。ここでも、手工業者の経済的力量的増大が、修道院長との関係変化に強く作用したことを指摘しておきたい。

しかし、1552年規約には「我ら修道院長とコンヴェントは、この条項によって次のことを強く命令する」(QRW, 135-6)と強い語調の3条項が追加され、修道院長の権利確保も図られていることを忘れてはならない。まず、第41項では「我らの教会・屋敷の屋根葺替えに必要なだけ、我らは、屋根瓦を焼かせ、生産させることができるものとする。それ以外の目的で(親方一人当たり年間2窯という規定を越えて)、窯焼きしてはならない」(QRW, 135)と、干渉は特定製品の生産量にまで及んでいる。その背景には15世紀半修道院建物の損壊をもたらした災害があるが (UQ-II, 171-2)、折しも、労働力不足が痛感される急成長期に、このような修道院需要に応じた生産規制が設定されたこと自体、問題なのである。続く第42項も、内部問題の自律的裁定権への部分的干渉を明記して、看過できない。すなわち、窯焼きの火加減の失敗に起因する損害賠償関係の係争は、次の手順で処理される。クアマイスター・ツンフト首長による損害賠償額の算出、それを受けたシュルトハイスによる抵当授受・法執行と、後者の強力な地位が目を引く (QRW, 135)。

第43項は、幾分性格を異にし、ツンフト首長の行う生産・取引両面の巡回検査の徹底に関わる (QRW, 136)。この条項のもつ意味は、生産

む す び

の飛躍的發展期に特定家系が独自の製品を武器に急速な台頭を見せていたことを考慮するとき、明らかとなろう。陶工間の係争記録に従えば、クヌイトゲン家が、他を圧して低地地方・南ドイツ市場で独占的とも呼べる地位を獲得していたからだ(QRW, 136, 143-5)。内部抗争の直接の原因となる極端な階層分化への歯止め、あるいは1495年頃皮鞣工ツンフト規約をめぐる修道院長の回答書で表明された「上」からの平等原理設定を、ここでも看取できよう。

ところで、当規約に明らかな修道院長の譲歩と干渉強化の錯綜も、宗教改革と無縁ではなかった。これまで繰り返し述べた通り、陶工も宗教的反動に最後まで頑強に抵抗する。この点は、改革派市民35名のなかに16世紀陶工の三大家系のうちクヌイトゲンとフラハが含まれる事実に端的に表現される(表(5))。当然、既述の1573年修道院長布告後、制裁を免れなかった。1576年ツンフトの徴税請負は撤回され、都市の直接徴収への移行と、税率の大幅強化が行われた(Dornbusch〔9〕26-7)。その深刻な影響は、徴税額の3~4倍増として鮮明な足跡を留めている(表(2)参照)。

域外市場向の職種も、修道院長の規制を免れなかったが、その程度は食料品関係の職種よりはるかに緩やかだった。修道院長の規制の主眼も、全体として、品質管理・徴税徹底にあり、その分ツンフトは内部問題につき高い自律性を享受していた。しかし、毛織物工・陶工の自律性は、手工業の成長につれ一段と拡大する。折りしも、宗教改革運動との時期的重層により、修道院長の譲歩・干渉強化と複雑な様相を呈するが、政治的力量上昇の根底に経済的發展があったことを看過してはならない。

これまで「修道院都市」ジークブルクを対象として、ツンフトと都市領主の関係を時代を辿って考察してきた。その際、ツンフト研究の「第一期黄金時代」の成果を代表するラウの業績を叩き台とし、70年代以降の第三期の研究成果の提示する研究指針を踏まえながら接近を試みた。特に、ツンフトの職種的な類型区分に注意し、史料基盤の拡大と多面的考察を心がけた。もともと、表題の「支配」と直接関連する修道院長・ベルク大公の力関係の変化、あるいはベルク大公のラントレベルの都市政策との対応関係を始め、今後の検討課題も多いが、本論の結果を次のようにまとめても、恐らく異論はあるまい。

第一に、「修道院都市」ジークブルクにあって、都市領主の手工業者組織全体への強い影響を看取できる。この点は、職種差こそあれ、形成史・発達史の双方に当てはまる。その際、ラウから近世の産物と理解された、あの徴税・市場統制目的のアムト的組織は、むしろ初期史に妥当すると言える。しかし、いつまでも、アムト段階に留まっていたわけではない。多くの職種で確認できるように、手工業者の営業独占獲得の要求と修道院長の徴税徹底要求との利害の接点でのツンフト形成から、宗教改革期の活発な活動に象徴される自立的ツンフトへと、発達の足跡を辿れるからだ。また、宗教的兄弟団のツンフトへの時代的先行に関するラウ説も、パン屋の例に明らかなように、一般化には慎重を要することを付言しておきたい。

そのような段階的移行の基礎に、手工業者の経済力上昇があることを看過してはならない。確かに、この点を鮮明な形で検証できるのは、域外市場向けの毛織物工・陶工と、皮革加工関

係の職種からの分離・自立を通じて社会的分業深化を看取できる皮鞣工とに限られるが、既述の中世後期ジークブルク経済に関する停滞説から構造転換説への軌道修正をも考慮するとき、他の職種にも十分適用可能と見なせるからだ。

第二に、領主支配下の小都市のツンフトも、重要な政治機能を担っていた。もちろん、この地方の多数の都市を特徴づける「ガッフェル」のような公式の制度によってではないが（田北〔66〕下、892-4）、様々な次元で影響力を振っていた。1441年「100年来の慣習に反する」手工業政策導入に際して苦情書提出を通じて都市当局に、あるいは罰則簿の条項に反する1488年皮鞣工ツンフト規約公布への苦情書提出を通じて修道院長に、直接働きかけるといった具合である。宗教改革期の政治・宗教運動については、もはや多言は不要であろうし、いわゆる「市民闘争」に関しては、後に触れる。また、1433年の守護職独占再開後のベルク大公の権限蚕食期にツンフト規約の発給が集中する事実も、間接的ながらツンフトの担う政治機能を逆照射している。史料論の観点から言えば、ジークブルクのツンフト規約は、多くの前文に謳われる経済動向のバロメーターというよりは、むしろ政治的な統制ないし懐柔のための手段という性格を色濃く帯びていた。史料基盤の拡大・史料批判の厳格化の必要な所以である。

第三に、小都市の「市民闘争」に関しても、興味ある特徴が浮上してきた。まず、ツンフトの敵対者である有力商人の未発達・専制支配の欠如から、これまで「市民闘争」自体の低調が指摘されてきたが、それも2点から修正を迫られる。①1441年市民の都市当局への苦情書提出は、武装闘争や政変にまで発達しなかったとはいえ、市民闘争の範疇で理解されねばならない。

何よりも、その後書きは（前掲の註①を参照）、他都市の「市民闘争」と重なる2つの特徴、すなわち市民大衆への財政負担転嫁の糾弾と、既述の手工業問題の公正な処理を含んでいる。②ジークブルクの市民闘争が、「自治権闘争」を始め他の運動と複雑に絡み合いを見せたことも留意すべきである。1395-1402年私闘時に市民は修道院長派・ベルク大公派に分裂するなど決して一枚岩ではないが、1401年市民の修道院長宛の回答書を貫く自首・自律権要求は、「自治権闘争」の性格を浮き彫りにする。さらに、それら都市内要因に加え都市外要因も作用して、運動はより複雑な様相を呈する。この点では、中世後期ケルンにおける一連の「ツンフト闘争」が想起されるべきである。特に、1396年ケルンの「ツンフト革命」の勝利は、それまでジークブルク市民の敵対者だったベルク大公との同盟と自治権闘争の引き金となり、運動の相互関連を窺わす。いや、それだけではない。1403年ケルン都市当局の打ち出した、ジークブルクからの移入手工業者の優遇策は、敗北直後の敏速な反応とも見なせ、運動の連動を越える緊密な支援関係をも示唆する。その背景に、都市ケルン対ケルン大司教、ケルン大司教＝修道院長対ベルク大公＝市民と、ケルン大司教をめぐる地域的な政治利害の配置があったことは想像に難くない。角度を代えれば、上記の私闘は、地域内の複雑な政治状況の縮図と理解することも可能であろう。フリッツェの指摘するように大都市を対象に都市指導層の社会的出自・経済基盤の緻密な検討に終始せずに、中小都市も含めて地域史の観点から、しかも狭義の市民闘争に限らず幅広い政治・社会運動を視野に取めて、「市民闘争」像の再構成が図られねばならない。

最後に、以上の検討は、都市・ツンフトと都

市領主の関係を共同体・領主制の原理的対立では捉え切れない、複合的観点の必要性をも浮き彫りにした。既述のように、ツンフト形成の特異な経路とも関連して、時には市民内部の反発を招きつつも領主と結びつき、また別の時には、宗教改革期の共同体精神の高揚に関するメラーテーゼを確認するかのように、ツンフトを基盤に抵抗するといった具合に複雑な動きを示している。あるいは、そもそもツンフトと都市の関係も、これまでの全体・部分共同体に解消できないと表現した方が適切やもしれない。上の事

実に加え、1453年靴屋ツンフトの親方・職人の緊張拡大のように、内部に多様な階層を包括し、時には反発しつつも、様々な次元で改革を目指し団結する柔構造のツンフト像が浮上するからである。

その意味から、硬直的な制度ではなく都市の社会集団の一つとしてのツンフトから都市をめぐる支配・政治構造を見通すことで、広範な分野に跨がる「ツンフト地域類型」の検出に取り組むことを今後の課題として、本稿の筆を置こう。

参考文献

<刊行史料>

- [1] F. Lau (hrsg.), *Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte. Bergische Städte; I. Siegburg*. Bonn 1907 (以下、史料部はQRWと緒言部はLauと略す)。
- [2] F. Lau, Der Kampf um die Siegburger Vogtei 1399-1407. Eine Denkschrift des 15. Jahrhunderts. in: *Zeitschrift des Bergischen Geschichtsvereins*, 38, 1905, S. 60-134. (史料部は, DSと略す)。
- [3] E. Wisplinghoff (hrsg.), *Urkunden und Quellen zur Geschichte von Stadt und Abtei Siegburg*. 2 Bde., Siegburg 1964/85 (以下, UQと略す)。
- [4] W. Kaemmerer (hrsg.), *Urkundenbuch der Stadt Düren 748-1500*. 2 Bde., Düren 1971/78.
- [5] R. Knipping (hrsg.), *Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters*. 2 Bde., Bonn 1897/98.
- [6] H. Loesch (hrsg.), *Die Kölner Zunfturkunden nebst anderen Gewerbeurkunden bis zum Jahre 1500*. 2 Bde., Bonn 1907.
- [7] W. Stein (hrsg.), *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. 2 Bde., Bonn 1893/95.

<研究文献①—ジークブルク・ラインラント関係>

- [8] B. Beckmann, Die Grabung Scherbenhügel in der Aulgasse. in [23]-II, S. 547-86.
- [9] J. B. Dornbusch, Die Kunstgilde der Töpfer in der abteilichen Stadt Siegburg und ihre Fabrikate. in: *Annalen des historischen Vereins für den Niederrhein*, 25, 1873, S. 1-130.
- [10] E. Ennen, *Rheinisches Städtewesen bis 1250. (Geschichtlicher Atlas der Rheinlande. Beiheft VI/1)*. Köln 1982.
- [11] K. Flink, Stand und Ansätze städtischer Entwicklung zwischen Rhein und Maas in salischer Zeit. in: B. Diestelkamp (hrsg.), *Beiträge zum hochmittelalterlichen Städtewesen*. Köln/Wien 1982, S. 170-95.
- [12] R. Haas, Geschichte der Abtei St. Michael zu Siegburg im Mittelalter. in [23]-II, S. 3-24.
- [13] W. Herborn, Zunftwesen und Handwerk im Schatten einer Großstadt; Das Beispiel Deutz. in: *Rheinische Vierteljahrsblätter* (以下, *RhVjbl*と略す), 45, 1981, S. 135-182.
- [14] W. Herborn, Die wirtschaftliche und soziale Bedeutung und die politische Stellung der Siegburger Töpfer. in: *Rheinisches Jahrbuch für Volkskunde*, 24, 1982, S. 127-162.
- [15] W. Herborn, Kleinstädtisches Tuchmachergewerbe im Kölner Raum bis in die frühe Neuzeit; Deutz, Müstereifel, Siegburg. in: *Rheinisches Jahrbuch für Volkskunde*, 27, 1987/88, S. 59-82.
- [16] F. Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. Wiesbaden 1979.
- [17] F. Irsigler, Juden und Lombarden am Niederrhein im 14. Jahrhundert; mit Anhang, das Schuldnerverzeichnis des Juden Simon von Siegburg. in: A. Haverkamp (hrsg.), *Zur Geschichte der Juden in Deutschland des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit*. Stuttgart 1981, S. 122-162.
- [18] M. E. Kamp/J. Becker, Zur gesellschaftlich-wirtschaftlichen Entwicklung Siegburgs von der Gründung der

- Abtei bis zum Anfang des 19. Jahrhunderts. in [23]-III, S. 3-79.
- [19] H. Kellenbenz, Wolltuchproduktion und Tuchhandel in Rheinland und Westfalen und an der Nordseeküste. in: *Produzione, commercio e consumo dei panni di lana*. Firenze 1976, S. 279-300.
- [20] H. Kelm, Reformatorische Bewegungen in und um Siegburg. in [23]-II, S. 197-264.
- [21] E. Keyser, *Rheinisches Städtebuch*. Stuttgart 1957 (Artikel "Siegburg", S. 374-79).
- [22] F. Petri, Im Zeitalter der Glaubenskämpfe (1500-1648). in: G. Droege (hrsg.), *Rheinische Geschichte*. Bd. II, Düsseldorf 1976, S. 1-218.
- [23] H. J. Roggendorf (hrsg.), *Heimatbuch der Stadt Siegburg*. 3 Bde., Siegburg 1964/71.
- [24] H. G. Stepfan, Die mittelalterliche Keramik in Norddeutschland (1200-1500). in: R. Pohl-Weber, (hrsg.), *Aus dem Alltag der mittelalterlichen Stadt*. Bremen 1983, S. 65-122.
- [25] O. Treptow, Untersuchungen zur Topographie der Stadt Siegburg. in: W. Besch (hrsg.), *Die Stadt in der europäischen Geschichte. Festschrift für E. Ennen*. Bonn 1972, S. 701-70.
- [26] E. Wisplinghoff, Zu den Streitigkeiten zwischen dem Abt von Siegburg, dem Herzog von Berg und der Stadt Siegburg. in: *Heimatsblätter des Siegkreises*, 32, 1964, S. 31-36.
- [27] E. Wisplinghoff, Beiträge zur Wirtschafts- und Besitzgeschichte der Benediktinerabtei Siegburg. in: *RhVjbl*, 33, 1969, S. 78-138.
- [28] E. Wisplinghoff, Die Benediktinerkloster des Niederrheins im 13. und 14. Jahrhundert. in: *Festschrift für Hermann Heimpel zum 70. Geburtstag*. Bd. 2, Göttingen 1972, S. 277-292.
- [29] E. Wisplinghoff, *Die Benediktinerabtei Siegburg (Germania Sacra. NF. 9)*. Berlin/New-York 1975.
- <研究文献②—その他>
- [30] H. Böcker, Funktion und Bedeutung einer Kleinstadt im Erzbistum Magdeburg. in: *Jahrbuch für Regionalgeschichte* (以下, *JbRG* と略す), 12, 1985, S. 49-59.
- [31] O. Brunner, *Sozialgeschichte Europas im Mittelalter*. Göttingen 1978.
- [32] N. Bulst/Hoock/F. Irsigler (hrsg.), *Bevölkerung, Wirtschaft und Gesellschaft*. Trier 1983.
- [33] K. Czok, *Die Stadt. Ihre Stellung in der deutschen Geschichte*. Leipzig/Berlin/Jena 1969.
- [34] W. Ehbrecht, Mittel- und Kleinstädte des Mittelalters in der Territorialkonzeption westfälischer Fürsten. in: *JbRG*, 14, 1987, S. 104-41.
- [35] K. Fritze, Charakter und Funktionen der Kleinstädte im Mittelalter. in: *JbRG*, 13, 1986, S. 7-23.
- [36] P. M. Hohenberg/L. H. Lees, *The Making of Urban Europe 1000-1950*. Cambridge/London/Massachusetts 1985.
- [37] A. L. Jastrebeckaja, Die europäische Kleinstadt des Mittelalters in vergleichender Sicht. in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus* (以下, *JbGF* と略す), 11, 1987, S. 105-126
- [38] K. H. Kaufhold, Handwerks-geschichtliche Forschung in der Bundesrepublik Deutschland. Überlegungen zur Entwicklung und zum Stand. in: U. Engelhardt (hrsg.), *Handwerker in der Industrialisierung*. Stuttgart 1984, S. 20-36.
- [39] P. Kriedte, Die Stadt im Prozess der europäischen Proto-Industrialisierung. in: *Die alte Stadt*, 9, 1982, S. 19-51.
- [40] K. Kroeschell, (Besprechungen.), B. Schwineköper (hrsg.), *Gilden und Zünfte*. Sigmaringen 1985. in: *RhVjbl*, 53, 1989, S. 288-90.
- [41] J. Le Goff, Die Stadt als Kulturträger 1200-1500. in: C. M. Cipolla/K. Borchart (hrsg.), *Europäische Wirtschaftsgeschichte. (The Fontana Economic History of Europe)*. Bd. 1(Mittelalter) Stuttgart/New York 1978, S. 45-66.
- [42] F. F. Mendels, Proto-Industrialization; Theory and Reality. in: *Eight International Economic History Congress (A Themes)*. Budapest 1982, p. 69-110.
- [43] H. Schultz, Kleinstädte im 17. und 18. Jahrhundert. in: *JbRG*, 14, 1987, S. 209-17.
- [44] K. Schulz, *Handwerksgesellen und Lohnarbeiter. Untersuchungen zur oberrheinischen und oberdeutschen Stadtgeschichte des 14. bis 17. Jahrhunderts*. Sigmaringen 1985.
- [45] H. Stoob (hrsg.), *Die mittelalterliche Stadtbildung im südöstlichen Europa*. Köln/Wien 1977.
- [46] H. Stoob, Stadtformen und städtisches Leben im späten Mittelalter. in: Id. (hrsg.), *Die Stadt*. Köln/Wien 1979, S. 157-94.

- [47] H. Samsonowicz, Soziale und wirtschaftliche Funktionen der Kleinstädte im Polen des 15. Jahrhunderts. in: *JbGF*, 2, 1978, S. 191-205.
- [48] M. Uozumi, Changes in the Image of European Medieval Towns as Reflected in Recent Japanese Historical Scholarship. in: Tradition and Modernization. Essays in Honour of the Seventieth Birthday of Professor Kiyoko Takeda Cho (『伝統と近代化』国際基督教大学学報 III-A)。国際基督教大学アジア文化研究所 1990年, p. 254-296
- [49] H. van der Wee, Industrial Dynamics and the Process of Urbanization and De-Urbanization in the Low Countries from the late Middle Ages to the Eighteenth Century. A Synthesis. in: Id. (ed.), *The Rise and Decline of Urban Industries in Italy and in the Low Countries*. Leuven 1988, p. 307-81.
- [50] H. van der Wee, *Growth and Stagnation in the Urban Network of Low Countries, 14th-18th Centuries*. Leuven 1990.
- [51] 佐久間弘展「中世末・近世初期におけるニュルンベルクの毛織物・染色業」『社会経済史学』55-3, 1989年, p. 37-71。
- [52] 森田安一・棟居洋・石引正志訳 (B. メラー著)『帝国都市と宗教改革』教文社 1990年。
- [53] 森本芳樹編訳『西欧中世における都市と農村』九州大学出版会 1988年。
- [54] 森本芳樹編著『西欧中世における都市・農村関係の研究』九州大学出版会 1987年。
- [55] 田北廣道「イルジューグラーの中世後期ケルン『経済構造の転換』論の諸問題」『比較都市史研究』2-2, 1983年, p. 31-47。
- [56] 田北廣道「中世後期ラインラントの小都市チュルピヒにおける年市とその市場機能について——14・15世紀判告録の分析を中心に」(上) (下), 『商学論叢』27-4, 1983年, p. 711-38: 同 28-1, 1983年, p. 99-123.
- [57] 田北廣道「13-16世紀ラインラント地域内商業と小都市研究——デュレンの場合」(上) (下), 『商業論叢』29-1, 1984年, p. 105-151: 同29-2・3, 1984年, p. 659-97。
- [58] 田北廣道「1960年以降東ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究」(上) (下), 『商学論叢』29-4, 1985年, p. 1075-1108: 同30-2, 1985年, p. 65-111。
- [59] 田北廣道「1960年以降西ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究」(上) (中) (下), 『商学論叢』31-1, 1986年, p. 113-166: 同32-1, 1987年, p. 59-93: 同32-3, 1987年, p. 131-62。
- [60] 田北廣道「西欧中・近世のツンフト・手工業史に関する最近の研究動向——西ドイツ学界を中心に」『商学論叢』31-3・4, 1987年, p. 399-434,
- [61] 田北廣道「ドイツ学界における『プロト』工業化研究の現状(1)——東ドイツ学界の場合」『商学論叢』32-2, 1987年, p. 133-62。
- [62] 田北廣道「14-16世紀大都市・周辺地間の経済諸関係の一側面——ケルン甲冑工ツンフトの場合」[54] p. 449-498。
- [63] 田北廣道「14-16世紀ケルン職人史研究序説——中世後期職人運動『非展開』地域の構造解明に向けて」『(福岡大学総合研究所) 研究所報』105, 1988年, p. 21-49。
- [64] 田北廣道「15-16世紀ケルン職人運動の諸要因——ツンフト史の枠を越えて」『商学論叢』33-1, 1988年, p. 291-324。
- [65] 田北廣道「西欧中・近世ツンフト史研究の新たな展望——H. レンツェの地域類型論をめぐって」『商学論叢』34-1, 1989年, p. 159-191。
- [66] 田北廣道「中・近世ラインラントにおけるツンフト・手工業史研究の諸問題——『ライン都市図』を中心とした中間総括」(1)(2), 『商学論叢』34-2・3, 1989年, p. 563-91: 同34-4, 1990年, p. 869-900。(「中・近世ラインラントにおけるツンフト・手工業史関係の基本史料」(1)(2), 同誌34-2・3, 1989年, p. 727-47: 同誌34-4, 1990年, p. 1015-39も併せて参照せよ)。
- [67] 田北廣道「ドイツ学界における中世盛期・後期『都市・農村関係』に関する最近の研究動向——林毅氏の批判に答えて」, 『商学論叢』35-2, 1990年, p. 425-447。
- [68] 田北廣道「中小都市ツンフトの政治機能について——デュレンの場合」『都市と共同体 (比較都市史研究会創立20周年記念論文集)』(下巻), 名著出版 1991年, p. 1-18。
- [69] 田北廣道「中世後期の職人史研究の新動向——1970年以降のドイツ学界」『(福岡大学総合研究所) 研究所報』135号, 1991年, p. 1-31。
- [70] 田北廣道「14-15世紀西欧における都市と農村——近代都市システムの起点形成」『経済学研究』(印刷中)
- [71] 藤田幸一郎「18世紀ドイツの職人遍歴」『一橋論叢』105-6, 1991年, p. 723-45。